

第百八十回国会

参議院文教科学委员会會議録第八号

平成二十四年八月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十日

辞任

大島九州男君

補欠選任

森 ゆうこ君

六月二十一日

辞任

長沢 広明君

補欠選任

草川 昭三君

七月二日

辞任

森 ゆうこ君

補欠選任

江田 五月君

七月五日

辞任

草川 昭三君

補欠選任

石川 博崇君

七月二十五日

辞任

谷 亮子君

補欠選任

中村 哲治君

七月二十六日

辞任

中村 哲治君

補欠選任

谷 亮子君

七月三十日

辞任

石川 博崇君

補欠選任

山口那津男君

七月三十一日

辞任

山口那津男君

補欠選任

石川 博崇君

八月二十八日

辞任

石川 博崇君

補欠選任

山口那津男君

出席者は左のとおり。

委員長

野上浩太郎君

理事

委員

鈴木 寛君

那谷屋正義君

橋本 聖子君

水落 敏栄君

江田 五月君

神本美恵子君

斎藤 嘉隆君

藤谷 光信君

蓮 舫君

石井 浩郎君

上野 通子君

熊谷 大君

義家 弘介君

石川 博崇君

山本 博司君

谷 亮子君

柴田 巧君

自見庄三郎君

横峯 良郎君

金森 正君

馳 浩君

池坊 保子君

平野 博文君

奥村 展三君

城井 崇君

神本美恵子君

国土交通大臣政務官

津川 祥吾君

事務局側

常任委員会専門員

古賀 保之君

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

杵淵 智行君

警察庁交通局長

石井 隆之君

総務大臣官房審議官

田部 秀樹君

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦君

本日の会議に付した案件

○古典の日に関する法律案(衆議院提出)

○政府参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(スポーツ予算拡充に向けた文部科学大臣の決意に関する件)

(教科書採択やいじめ問題等公教育に対する国の責任に関する件)

(通学路の安全対策に関する件)

(二〇二〇年オリンピック競技大会東京招致への課題と展望に関する件)

(領土教育及び歴史教育充実の必要性に関する件)

(高速増殖炉「もんじゅ」廃炉への方向性に関する件)

○委員長(野上浩太郎君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、大島九州男君及び長沢広明君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君及び石

川博崇君が選任されました。

○委員長(野上浩太郎君) 古典の日に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院文部科学委員長代理池坊保子君から趣旨説明を聴取いたします。池坊保子君。

○衆議院議員(池坊保子君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

古典は、我が国の長い歴史の中で創造、継承、蓄積されてきた人間の叡智の結晶であり、永い時を越えて、いまなお我々の心を豊かにし、生活に潤いを与えてくれるものであります。また、先人達の記憶や情緒を継承することで、希望ある社会を創造していく道標となるものでもあり、このような古典を次世代に引き継いでいくことは極めて重要であります。

本案は、このように、古典が、我が国の文化において、重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心よりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものであります。なお、古典の中でも、我が国が世界に誇る古典文学である「源氏物語」の存在が記録上確認できる最も古い日が十一月一日であることから、この日を古典の日と定めることとしております。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一に、この法律において、「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創

造又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいうこと、第二に、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、十一月一日を古典の日と定めること、第三に、国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするとし、さらに、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場における古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備等の必要な施策を講ずるよう努めるものとする等でございます。

以上が本案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(野上浩太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

古典の日に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野上浩太郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野上浩太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野上浩太郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議の

とおり、内閣府大臣官房審議官杵淵智行君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野上浩太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野上浩太郎君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本聖子君 おはようございます。自民党の橋本聖子でございます。

この一般質疑に際しまして、今回のロンドン・オリンピック、第三十回目となりましたけれども、野上委員長を始め委員の皆様方に大変な深い御理解をいただきまして派遣をしていただきまして、副団長としてロンドンに赴かせていただきまして改めて感謝を申し上げます。

また、平野大臣、奥村副大臣、そして城井政務官におかれましては、大変お忙しい国会日程にもかかわらず現地ロンドンに来ていただきまして、選手の激励はもとより、二〇二〇年東京オリンピック招致活動に全力を尽くしていただきましたことを改めて感謝を申し上げます。

また、森口事務次官始め文科省の皆様方にも精力的に現地で活動をしていただきました。この件につきましても感謝を申し上げます。この件についてありがとうございます。

今回、七月二十七日から八月十二日まで、十七日間にわたりましてオリンピックが開催されました。一八九六年、アテネが第一近代オリンピックのスタートだったわけでありまして、今年はその第三十回目となる節目の年でありました。

そして、もう一つ、日本のオリンピック史上におきまして大変歴史的な節目を迎えることになりました。それは、第一回、嘉納治五郎先生を団長として初めてオリンピックに行ったときから、今年

のロンドン大会でちょうど百年という節目を迎えることができました。昨年はスポーツ基本法を通していただいたわけですけれども、オリンピック委員会、そして日本体育協会が昨年百周年を迎えるという記念すべき年、その最初のオリンピックに今回史上初の三十八個のメダルを獲得をさせていただいたということに改めて感謝を申し上げます。

今回は二百四の国と地域から一人を超える選手が集ったわけでありまして、今回とても印象的だったのは、サウジアラビアを始めとする三か国、今まで女性に参加することができないわけだったんですけれども、今回のテーマの一つで、全ての国と地域、二百四か国から女性の選手が出場を果たすことができたということ、これは、長きにわたりまして女性の環境整備、あるいはスポーツというものを人生の一つの過程においてどのように生き方としてスポーツを位置付けていくかということ、そういったテーマをやはりずっと長く世界女性スポーツ会議を始めとして御尽力をいただいていた成果であるのかなというふうに思います。

また、半分以上の国が女性を旗手として入場行進をした開会式というのとても印象的だったなというふうに思いますし、また、チーム・ジャパンのように、女性の活躍が目立ったねということでありました。もちろん男性のアスリートも頑張っているわけですが、そういったことにおいては、今回のロンドン・オリンピックというのは、女性というものを更に魅力ある、そしてスポーツの良さを引き出していくために、女性の生き方という観点からスポーツをとらえていたというテーマというものが非常に良かったんではないかなというふうに思いました。

今回、二百九十三名の選手を送り込むことができたわけでありまして、金七個、銀十四個、銅十七個ということで計三十八個。出足の部

分におきまして金メダルが非常に少なかったものですが、ちよつと心配をされたファンの方たちがいて、私たち役員も少し緊張感でありましたけれども、非常に期待を持っていたという柔道ですね、これは金が少なかったということで大変これから課題を残したというふうに言われておりますけれども、私自身もスポーツをやつてきまして、非常に難しいなというふうに思うのは、金メダルの実力を持っていながら金メダルを取ることが一番メダルの取り方としては難しいというふうに感じます。

銀、銅、それぞれのメダルの重みというのはありますけれども、やはり授かったメダル、あるいは明日へのメダル、そして取りに行ったメダル、いろんなメダルの価値があり、そのオリンピックのメダルを授かったアスリートたちが、全ての過去のいろいろな頑張りというものをそのメダルに置き換えながら、金の価値をどうやってその後のアスリート人生の中で、あるいは生涯を懸けて輝きを金メダルにしていけるかということが非常に大切なことではないかなというふうに思いました。

そういう意味では、今後いかに金メダルの実力のある選手にしっかりと金メダルを取らせていくかということ、これは国家を挙げて対策をしていかなければなかなかできないことではないかなというふうに思いました。

今回、私自身も選手団の一員として、副団長として選手村にずっと滞在をさせていただきましたので、国会で取り上げられた一つの開会式の件、これはもう問題は表には、国会では出されないのかというふうに思いますけれども、少し間違つた観点でとらえられている先生方の中にはいらつしたようでもありますので、実際に携わった人間として一言御報告をさせていただきますいんです。

毎回、このオリンピックというのは、参加をすることに意義があるというオリンピックはもちろんなんですけれども、いかに成果をしっかりとそれぞれの選手が上げていくかということも問われ

る貴重なオリンピッククワケなわけなんですけれども、選手の体調を考えて、アーリーデパーチャー制度といまして、早くに退席をするという制度が設けられております。今回も事前に調査がありまして、どういった選手が、どの人が、それぞれの選手団から何人ほどアーリーデパーチャー制度を利用して入場行進が終わったらずに退席をするのかという聞き取り調査はあったんですね。

ただ、毎回そんなんですけれども、直前に体調を壊したりですとか、あるいは直前に体調管理のために早く出るようになりましたということ、その日しか分らないんですね、はっきりとした人数が。それによって、事前に人数がなかなか決まらずに、現地のスタッフがしつかりとそこは、入る人として出る人ということで誘導をするようになっていくんです。

開会式というのは、御存じのように、情報を漏らさないため、誰が最終点火者になるんですとか、あらゆる面で全てシャットアウトしているものですから、各国の選手団に対しても、どういう状況で入場行進をしていて、どこで退席をしていくようなことは一切言われないことになっているんです。その場の対応に任せるんですね。

それで、選手団は指示どおり入場して、そして中にいる者、そしてほかの選手村、分村をしている選手もいましたので、全部の選手が退席をすることになっておりました。これは体調を考えてのことであつたんですけれども、役員は残る予定だったんですが、現地の職員、スタッフが間違つて誘導してしまひまして、そして全員が出たんです。私たち役員も、ほかに通路があつてまた戻ることができるんじゃないかということ、一応その指示に全員が従つて出たんですけれども、実は誤誘導だったんですね。それで、役員はもう一度戻ろうかというふうなことで考えたんですけれども、逆に開会式のスタッフを混乱させてしまうということもありまして、それを諦めて、明日にしっかりと備えようということで選手村に戻つたわけなんです。

それ以後、なぜ抗議をしなかった、いろいろあつたんですけれども、実際に組織委員会に次の日しっかりと指摘をさせていただきまして。はっきり間違いであつたということを現地スタッフは認めたわけでありまして。私たちもそれを納得の上で、選手は元々帰る予定だったものですが、それ以上の追及をすることなく、今後こういう不手際がないようにという指摘をさせていただきまして。

そして、もう一つ、残念なことだったわけなんですけれども、委員会でも先般質問があつたというふうなありましたけれども、インターネット上の情報だけによつたんだと思うんですけれども、被災地の子どもたちが、結団式として壮行会のときに、現地の被災地の子どもたちがそれぞれ瓦れきで作った手作りのお守りを、オリンピックマークを付けたお守りを作つてくれまして、選手一人一人に手渡しをしていただいたんです。選手はそれきずなによつて更に団結力を深めて、今回のメダル三十八個に間違いなくつながつていったわけなんですけれども、それが、瓦れきのお守りを開会式のときに付けていたことによつて、入場行進だけであつたはずで出されただけではないかといううな質問があつたようなんですけれども、それは、選手たちあるいはスタッフも含めてでありますけれども、非常に侮辱をした考えではないかなというふうに思います。

選手はそういうことは一つも思つてもちろんありませんし、あるいは、室伏選手ですとかは、被災地の子どもたちが、諦めないという日の丸に書いてくれたそのフラッグを競技場で持つて走つてくれたわけでありまして。そして、主将、そしてまたキャプテンと旗手も、被災地の子どもたちに元気を届けるために私たちは金メダルを取らなければいけないんだという思いでありました。そういう子供たちの思いを受けて、そのお守りによつて選手たちは一生懸命に頑張るという気持ちを持っていたわけなんです。それを侮辱するような発言が今後国会で出され

ないように、是非、大臣も開会式に行つていただいていたわけでありまして、何とか、これからしっかりと対応をしていくということは当然でありましてけれども、被災地の子どもたちに対して心ない一つのインターネット上でのことによつて惑わされないでいただきたいというふうな思い、ますので、改めてその件につきましては現地の情報として報告をさせていただきたいというふうな思いをします。

メダル三十八個の背景には、大変な思いで頑張つてくれた各N.F.の指導者始め選手はもちろんでありますけれども、すばらしい思いというものがあつてこそだと思ふんですが、それにはやはりマルチサポートですとかあるいはサポートハウス、あらゆる科学技術や医科学情報ですとか、食の面ですとか、ナショナルトレーニングセンター、そういうものをおつくりいただいたからこそ成果だと思ふにも思つております。

その点について、今回の選手の三十八個につながつたメダル獲得の成果と、そして、競技力向上をするために我が国のスポーツの予算を今後どのように考えていかれるのか、改めて大臣にお伺いしたいと思ふんですが、最初にこちら側から少し言わせていただきたいのは、本体のJ.O.C.の予算、今二十七億いたしておりますけれども、非常にそういう意味におきましては世界各國から見ると少ないですね。特にスポーツ先進國から見て一人当たりに対する選手への日本の國からの予算というのは非常に少ないものがありまして、ほかの國から比べると日本のメダル獲得率といふのは世界一ではないかとも言われているぐらゐ、まだまだ少ないものがあります。もつとそういう意味では日本のスポーツというのは伸び代があるんじゃないかという前向きな考え方も持てる今の状況でありますけれども、今後について大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(平野博文君)　ありがとうございます。

今、橋本聖子議員の方から、今回のロンドン・オリンピックに対して副団長としていろんな立場で活動いただきましたし、またサポーターいただきました。その結果の帰郷として三十八個のメダルが私は取れたものと思つておりまして、心からお礼を申し上げます。

私も、国会の許可をいただきまして、開会式に出席をさせていただきました。その中で、先ほど選手団が、ちようど遠くからだつたものですが、何で出ていったんだろうと、こういうふうな疑問符が出まして、今、聖子先生がおっしゃったような、詳細には答えられませんが、たしかに、事実確認をして事務方のミスであつたところ、こういうことを答弁をさせていただいたところでございます。

今先生の方からるございました。まさに私はそのとおりだと思いますし、選手の皆さんがこの日のために本当に厳しいトレーニングをして頑張つてこられた結果として取れたものだと思つておりますし、特に、メダルが三十八個、また八十種目において入賞したということについては私は心から高く評価をしたいと、かように思つております。

そういう中にありまして、今議員から御指摘のように、今後どうしていくんだ、こういうことでございまして、私は、本人のトレーニングの結果の部分とやつぱり総合力でこのメダルができたんだらうと。その一つには、科学的な知見、あるいは選手のコンディショニングを、いかにモチベーションを高めていくかと、いろんなところが相乗効果を発揮しての結果であらうと思つておりまして、特にマルチサポートセンター・ハウス、このことについても、私もその現場に行かせていただきました。非常にやつぱり日本と違ふ環境の中で戦うわけでございますが、いかに日本でのコンディショニングを維持しながらどういうふうな守つていくかと、こういうことなんだろうと思つておりまして、今後やつぱりこのことについての充実を図つ

ていくことも大事であると思います。

二十七億という事業でございますが、これ、毎年増やしてまいりました。次に向けての部分として十分なる検証をしていたかなきやありませんが、その検証を踏まえて、そういうサポーター体制を強化をしていく、そのための予算の獲得に努力をしてまいりたいと思っておりますし、加えて、今回の三十八個、八十種目において入賞したという大きな評価が国民に大きな勇気と感動を与えた。

特に銀座における平日のあのパレードというんでしょうか、五十万人の方がそこに声援を送ったと、こういうことでもございますし、これはまさに次へのステップに大きく私はつながってくると思いますし、私自身も、二〇二〇年の東京オリンピックの招致に向けて大きなステップアップになったものと確信をいたしておるところでございます。したがって、今後、そういう人材育成、スポーツ環境の整備をこれからも取り組んでいかなきゃならないと思っております。

私は、開会式に行ったときに、もう一つの使命がございました。特に二〇二〇年の招致に向けてということで、各国のスポーツ大臣が集まる懇談会がございました。そこに、私は余り英語が得意ではありませんが、そこ、こういう名刺を渡して、プリーズ・サポーター・トーキー・オリンピック・トゥエンティ・トゥエンティと、こういうことであらゆる大臣に名刺を渡した。これを渡せばもう日本だということが分かるものから、そういう活動をしてまいりました。

これを通じて、これからもしっかり東京に向けて、また、今、橋本先生からありましたように、選手の強化策についても予算についてしっかりと取れるように頑張っていきたいと、かように思っております。

○橋本聖子 ありがとうございます。力強い御意見、本当にありがとうございます。

大臣のお話にもありましたけれども、マルチサポーター、これが大変充実をしてきているというこ

と、有り難いというふうに思います。

ただ一方で、このマルチサポーター事業、大切なんですけれども、本体のJOCへの強化予算より上回っているものから、これからやはり例えばコーチですとかあるいは監督、そういったスタッフの充実というものを、今まではボランティアで各競技連盟が頑張っているんですね。そのことも含めると、やはり各国並みにしっかりとコーチや監督の身分を保障する、国が保障しながら、いかにそれぞれのNF、競技団体が力を発揮できるかということを考えていただきたいというふうに思います。

今回、サポーターハウス、初めてだったわけなんですけれども、大臣にも副大臣にも行っていたいただきましたけれども、いかにケアをするかということが勝負なんです、オリンピックというのは。酸素カプセルあるいは炭酸泉、低温浴、高温浴、そしてまたメンタルの面をサポートする、そして何よりも食のサポートでありました。あらゆる観点から、いかに免疫力が低下をされているかという点に對して風邪を引かないようにしっかりとした予防医療を施しているというふうな、そういうサポーターハウスが素晴らしい効果を上げたんだというふうな思いがあります。更にこういったことが拡充され、そして選手の側に立ったサポーター体制が整えられるように進めていただきたいというふうに思います。

今回のマルチサポーターでのサポーターハウス、そして同時に、もう一つの拠点づくりとしてジャパンハウスを設置をさせていただいたこと、国のオリンピック、二〇二〇年を最大の目標としていること、また、ロビー活動を始める日本の文化というものを提供するということができるハウスをつくらせていただいたことは大変大きな意味があったんではないかというふうに思いますけれども、このジャパンハウス、そしてサポーターハウスについて、どのような成果があり、そして今後どのようにしていくのかということを、実際に

見てこられた奥村副大臣にお聞きをしたいと思っております。

○副大臣(奥村展三君) お答えいたします。

橋本議員におかれましては、本当に、今大臣からお話のように、副団長として選手のリーダーシップを取っていただき、素晴らしい成果を上げていただきましたことをまずもって感謝申し上げます。

マルチサポーターセンターにつきましては、大臣もお話のように、私はあのハウスをつくったことで一体感が出てきたのではないかなというふうに思います。やはり異国で、スポーツといえども、精神的な動揺というのは大変あると思うんです。そういうものを考えますと、あの場所は、選手たちも、寄って日本食、あるいはまた先ほどおっしゃいました炭酸泉のバスに入って体を癒やしたりマッサージを受けたら、いろんな医学の問題、いろんなことであのところに行かれて、やはりお互いに選手同士が顔を見合わせることに励まし合ってやっておられたという姿を想像するだけでもすばらしいセンターであったと思いますし、特に二階に柔道、あるいは、私が行ったときにはレスリングの吉田沙保里選手が練習されておられたんですが、とことと近づいてこられて、すばらしい、私も何回も世界大会だとかいろんなものに出ましたが、こういう施設をおつくりいただけてありがたうございますということを言っていたら、私の方が感激したんですが、本当にあしたセンターをおつくりをいただけて選手たちを励ましたというところは非常に良かったと思いますし、今後もああいう環境といえますか、そういう施設をしっかりとサポーターしていきけるように努力をしていきたいと思っております。

そして、ジャパンハウスでございますが、これは大臣が帰国された後、私がその後、三十日にあそこV.I.P.のレセプションがあったんですが、橋本委員も御案内のとおり、約四十名近いIOCの方々がおいでをいただきました。特にリーダー・イギリス出身の世界バドミントン協会の

会長が今度IOCの副会長になられたということに、やはり余り露骨なことでは言えなかったんですが、次回は是非ひとつ、二〇二〇は日本にお願ひしますよというふうなことを通訳を通じて声を大にしていたんですが、本当に三十日のあのレセプションは相当私は意義があったと思います。

シンガポール御出身の副会長があつた御挨拶もいただけて、本当に竹田会長を中心にあそこを拠点にして、特に市原さんが、専務理事が本部長としてあらゆる人を、そしてまた日本から応援に来られた方々、あそこいろいろなサポーターをまたしていただいていたということで、延べ、お聞きすると四千八百人の人があのジャパンハウスをお使いという出入りをしていただいたということをお聞きしたんですが、本当に私は意義があつたと思います。

やはり今後もああいうセンターを拠点にして、選手だけじゃなくて、あるいはまたそういう関係者だけじゃなくて、やっぱり応援に行っていた人だとか、あるいはその国の皆さん方が日本の文化なり、あるいはそういう選手たちと接していただける機会があつて非常に良かったというふうに思いますし、今後もそういう大会等に同じく設置をすることが必要だということに感じたところでございます。

○橋本聖子 大変ありがとうございます。

今回は選手団、選手を中心とした選手団ではもちろんあるんですが、あらゆる点から全てが一致団結したチーム・ジャパン体制であつたというふうな改めて感じております。

特に日本の精神といえますか日本の気質といえますか、そういうものに合っているなと思つたのは、団体戦でありました。まさにチームワーク、体格ですとか体力というのはどう考えても劣っているんだろというふうな思いはありますが、きずなというところから生まれた団結心、一つになるという、そういったことがチームゲーム、ボールゲームをより輝きに導いてくれたのではないか

なというふうに思います。やはり日本が得意とするのはそういったチームゲームあるいはボールゲームではないかと思いたすので、そういう点にも力を注いでいかなければいけないことだなというふうに思いました。

そしてもう一つ、一致団結をしていただいたのが、八月二十日の、先ほど大臣もお話ししていただきましたけれども、パレードだったというふうに思います。

選手たちは、どのぐらい来るんだろうか、少なかったら恥ずかしいなというようなことを言っていた選手もいたんですけども、五十万人という考えられない方たちが、感動をありがとうというブラカードが一番多かったですね、バスから乗って見ましたら。選手たちは、そんなに一生懸命やっている姿だけで感動をありがとうと言われていることに、逆にバスの上から感動しておりました。

そのことがまた更に私たちの力になったわけですから、パレードをしようというふうな決めたのが大変遅かったんです。現地でも、その発案者の一人でもあります鈴木寛先生、いろいろ御努力をいただいて、大臣にも副大臣にも、現地からこちら、国に対して言っていたいて、短時間の中でパレードの体制を整えていただきました。

予算の面もいろいろあったんですけど、約四千万以上ですか、まだ全部出ていませんけれども、そのぐらい掛かるんだらうと思いたすけれども、連日のテレビあるいはマスコミ等メディアの発信を含めると、銀座という東京で八十億円、経済効果、メディアに換算して百億円近い経済効果があったというふうなされております。

そして、世界のIOCの皆さんが、あの五十万人のパレード、上空写真を見ましてすばらしいというふうな言っていたいたというの、これは私たちは感動を逆にとったというの、これはメダル獲得をさせていただいたのは国民の皆さんの応援のおかげですという感謝の気持ちでパレードをしたわけですから、そういった一つの思い

が世界の方につながったということ、これは東京招致にもひいてはつながっていくことではないかなというところで、大変感動したことでもあります。

二〇二〇年、オリンピック招致する、パラリンピックを招致するということは、これは日本を一つにするということでもあります。新たなやり方日本づくりのために、いかに心豊かに、そして謙虚な姿勢で世界最先端を行く日本をつくり上げていくということにおいては、日本が一つになる目標をしっかりと持つべきだと思います。それは、やはりオリンピック、パラリンピックの力を利用するべきではないかなというふうに思います。

私たちは今オリンピック委員会、第二弾といまして、是非選手のパレードを被災地でやらせていただけないかなということも考えて、やろうというふうな思っているところでもあります。そういうことも含めて、是非、二〇二〇年に向けて、私たち、スポーツを大いに利用していただいて、そして私たちがやるべきスポーツと同時に、社会貢献というものをやらせていただくことによって、人材育成がなされ、そしてこの国の力、礎になっていく教育につながるんだというふうな信じております。

一生懸命にまたオリンピック委員会としても頑張つてやりたいというふうな思いたすので、国を挙げてのサポート体制をお願いを申し上げたいというふうな思いたす。

お礼と報告を兼ねて質問に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(野上浩太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石川博崇君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君が選任されました。

○義家弘介君 自由民主党の義家弘介です。

今日は、主に地方教育行政及び社会問題化しているいじめ問題について質問をさせていただきます。

まず、冒頭に、大臣に根幹的なことをお伺いしたいと思いたす。

公教育及び教育行政の最終的な責任はどこにあるのか、端的にお答えください。

○国務大臣(平野博文君) これは国の責務だと、こういうふうな思っています。

○義家弘介君 ありがとうございます。

それぞれに、子供とかかわる者たちはそれぞれにそれぞれの責任を負っていますが、やはり最終的には憲法でも義務教育を保障しておりますが、国がきちっとその教育に対して責任を負っていくということがまず大前提であると思いたすが、それでは平野大臣、現在の法制度の中で、国は本当に責任を負える制度となっているかどうか、お答えください。

○国務大臣(平野博文君) 義家先生のその質問は、具体的なところまで全てを国がやるのかどうかというところではありますが、やっぱり国の責務というものは、最低これだけはしっかりとやらせてもらいたいという基準づくりを今しっかりとさせていたでいて、その基準に基づいて、いろんな施策を具体的に設置者がしっかりとやる部分という役割分担をして、トータルとして我が国の公教育が成っている、こういうふうな私は理解をいたしております。

○義家弘介君 それは全く国の責任を果たすという観点から外れております。

例えば、今、最低限はしっかりと国がして、ほかは設置者が云々というお話がありました。例えば八重山の教科書採択、違法状態、教科書無償措置法違反の判断で、今、竹富町の子供は教科書無償措置法に違反した教科書を使っているんですよ。設置者がその当事者能力が持たなくて、できなかったんですよ。それに対して国は何ができましたか。

じゃ、八重山の教科書採択について、国家は、国はどのような責任を全うしようとして、どのような責任を現在全うしていますか。教えてください。

い。

○国務大臣(平野博文君) これは、先生からの御指摘もありまして、私もとしては無償化、教科書の無償化の問題と併せて、採択との関係を含めて、文科省としてはそういうことを、県さらには八重山についてはそういう指導をしてきたということでございます。

結果としては、一つの教科書についてなりませんが、文科省としては法律にのっとりまして無償という概念をその部分については出さずに、現地でそれぞれの教育委員会が対応していただいているということでございます。

しかしながら、法律の持っている概念を含めてしっかりとこれから指導を継続していきたいと、こういうふうな思っています。

○義家弘介君 今のお話でいくと、その指導というものは地方教育行政法の四十八条に基づく指導ということでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) 四十八条の指導等云々というところよりも、文科省としてそういう教科書の採択、いわゆる無償という概念の中にあつてのいわゆる指導であります。四十八条の指導というふうには私は思っておりませんが、基本的には指導、助言をしていると、こういうことであります。

○義家弘介君 それは余りにも無責任な発言です。

教育行政は法律に基づいて行われなきゃいけないわけですから、地方教育行政法四十八条の必要な指導、助言又は援助を行うことができる、これを根拠として教育行政を行なかつたら、文部科学省として法的根拠もないのに指導しましたなんていう答弁は非常に問題ありますけど、もう一度お願いいたします。

○国務大臣(平野博文君) 厳密に言いますと、教科書の採択については、採択権者である教育委員会等の権限と責任において基本的にいうのが基本であります。しかしながら、そういう意味におきましては、教科書採択については現在の共

同採択制度ということを導入をいたしておりまして、採択権限を有する市町村教育委員会の意向が適切に反映をされにくいと、こういうことがございまして、結果として今先生が御指摘されたような問題がございします。

したがって、私どもとしては、そういう部分については、無償措置に関する法律第十二条、十三条というのを含めて今整理をいたして指導をいたしている、こういうことでございします。

○義家弘介君 その指導の結果として、何もしなかったわけですね。曲げなかったわけですよ、竹富町は。法律に規定されている会議で決定した共通事項に対して、ひっくり返しても、曲げずに結果として、子供たちが無償措置法に保障される教科書ではなく、先ほど教育委員会が対応したと言いましたが、教育委員会がお金を出したわけじゃなくて有志が出したわけですね、有志が出して二十数冊の教科書が配られた。つまり、教育行政から外れた教科書で子供たちが公教育の現場で学んでいるということになる。大問題なわけですね。

つまり、本来は、地教行法四十八条に規定する指導、助言、援助、これに対しては従わなかったわけですね、結果的には。文科省の指導には従わなかったんです。じゃ、次の段階の、四十九条の是正の要求をなぜしなかったのか、教えてくださいますか。

○国務大臣(平野博文君) この四十八条、四十九条、五十条、五十三条と、こういうことで条文がございします。四十九条には、先生御指摘のように、是正の要求があることも事実でございしますし、平成十九年度の改正で創設されたものであると、こういうふうな理解をいたしております。

この条文につきましては、都道府県さらには市町村の教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものである場合又は当該事務の管理、執行を受ける機会が侵害されるという、児童、生徒の教育を受ける機会が侵害されるということ、そういう部分において侵害されるこ

とが明らかであるという場合についての部分として対応すると、こういうことだと認識をいたしております。

○義家弘介君 いや、認識はいいんです。まさにそういう状態が起こったわけですね。起こったわけですが、この四十九条に基づいた是正の要求は行いましたか、行いませんでしたか。

○国務大臣(平野博文君) 行っておりません。

○義家弘介君 その理由を教えてください。

○国務大臣(平野博文君) 先ほど申し上げましたように、四十九条の概念というのは、事務の管理及び執行が法令の規定に反する場合、かつ児童生徒の教育を受ける機会が損なわれると、こういう場合その他教育を受ける権利が侵害されていることが生徒という立場において明らかなる場合には、同条における教育を受ける権利が侵害されているというときは、この部分については是正要求するということでありますが、本件については新年度の教科書が配付されないということが考えられたわけですが、今現在そういう状態にはなっていない、有志で配られていると、こういうことでありますので、これを出していないということであり

○義家弘介君 ということは、法律に違反していても結果的に何とかなっていったらそれでいいという見解を文科科学省は持っているというわけですか。

○国務大臣(平野博文君) いや、それは違うんです。何とかなっているからそれでいいということではなくて、本来の趣旨に合っていないければ、法令違反を起こして子供にそういう教育を受ける権利が侵害されていると、妨害されているという場合には、この四十九条をもってやるということとは、やらなきゃならないと、こういうことであります。

○義家弘介君 もう少し法律を正確に読んで解釈してほしいんですけれども。

議事録にも残るのできちっと読みたいと思いますが、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会

の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合、ここが一つです。二つ目、又は当該事務の管理及び執行を受けるものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかなる場合、この是正の要求が行われる。

つまり、今回の竹富町教育委員会の判断というのは、この前段にある執行が法令の規定に違反するものなわけでしょう。執行が教科書無償措置法という法令の規定に違反しているんです。違反していることが明らかですから、この違反はおかしいという是正の要求をするというのは私は当然だと思いますが、いかがお考えですか。

○国務大臣(平野博文君) 今の点でもう少し具体的に申し上げますが、文科省としての基本的認識を御報告します。

教科書を選採した場合、協議の結果、いわゆる教育委員会が無償措置法第十三条第四項の協議の結果と異なる教科書を選採した場合、採択行為は同法の規定に反するということになるわけでありますが、それをもって採択行為が無効ということまで言えないという認識に立っております。しかし、協議の結果に基づいて採択を行っていない教育委員会については、国は、無償供与の対象にならず、国が無償措置法に基づく教科書の無償供与をできない状況において、当該教育委員会が自ら教科書を購入し、児童生徒に対し無償供与することとは、あえて法令上禁止されているものではないという認識に立っております。

したがって、協議の結果に基づいて採択を行っていない教育委員会、竹富町については、国の無償供与の対象にはならないが、地方公共団体自らが教科書を購入し、生徒に無償で供与することまで法令上禁止されているものではないと、こういうふうな私どもとしては認識をいたして今日に至っております。こういうことでございします。

○義家弘介君 まさに脱法ドラッグの議論と同じじゃないですか。法律でそこまでは禁止されてい

ないから、それは結果として駄目なものだけれども致し方ないみたいな議論と全く同じなわけですよ。

私は、地教行法とこの教科書無償措置法、これに対してどちらを優先するのかという明確な規定がなかったことはもう文科省分かつているわけですから、だったらその法改正を今国会で出せばよかったわけですよ。しかし、そういう閣法も出てこない。そして、今のまま行ったら、また同じようなことがいろんな地域で起きてくる可能性がある。結果として、同じ地域で同じ高校受験する子たちのまた使っている教科書が違ったら、当然それだつて子供たちの未来の教育を受ける権利を侵害することになる、つながっていくわけですよ。

ですから、やはりこういう問題、初めて起こった問題ですけども、初めて起こった問題だからこそしっかりと毅然とした対応をしなければ、教科書無償措置法には違反しているから無償措置をしなかつたという結論でだけれども、それは、我々の言うことを聞かなかつたから我々は何もしませんよということとイコールです。しかし、これは教育の責任という意味では全くもって無責任だと私は思います。二度とこのようなことがないようにきちっとした法律改正するおつもりはありますか、ないですか。

○国務大臣(平野博文君) この共同採択という考え方について、本当に小規模な地域については共同採択をした方が好ましいと、こういうことでこの体系の下にきました。しかし、義家先生から今御指摘ありますが、本当にじゃ単一で竹富町だけでやるのかどうかということは、各都道府県、市町村の教育委員会の採択についての意見をしっかりと踏まえて、今、先生おっしゃるようなことが必要であれば私はしていかなきゃならないと、かように思います。

○義家弘介君 ある声では、教科書の採択は学校現場に任せるべきだ等々の声がありますけれども、私は完全に大反対です。

というの、現在、教科書の内容の幅が教科書

会社によってあり過ぎるわけですね。それを学校ごとにばらばらな教科書を使っていたら、当然入試のレベルは共通なものしか出せませんから、当然レベルは下がる。あるいは、塾に行っていないからそれに対応できないというような高校生入試も生まれてしまうわけです。だからこそ、先ほど言った最低限を担保するという意味では、もちろん教科書採択、文科省の検定、これも含めて今後しっかり考えていかなきゃいけない問題ですけども、この法改正は早急に行わなければならない、そんなふうに思っています。

そして、平野文部科学大臣は非常に抑制的に言いましたが、現実には、国の教育行政、公教育の責任は文部科学省にあると建前として言いますが、本来、責任取れないんでしょ。現在、国は責任を取れない体制になっている。それをほったり言った方がいいですよ。

なぜか。これは自民党政権のときの問題なんです。地方分権一括法が成立する前と後では文部科学省の関与というのは全く違うんでしょ。つまり、法定受託事務から自治事務に変わったんでしょ。結果として、文部科学省は、おかしな法律違反が起こったとしても、安倍内閣のとき改正した五十条の発動以外には現実的には何もできない。例えば、先ほど言った是正の要求をしたとしても、相手側がそれに従わなかったらそれ以上は何もできない。これが現在の教育行政、文部科学省の状況であるということをもう一度繰り返し聞きたいと思っています。

○国務大臣(平野博文君) そういう側面は、今、先生おっしゃられた経過について、確かに十九年のときに改正して五十条というものが作られて、よりは是正要求ができるとか、こういうことはやってきたことは事実でございます。地方分権一括法に伴って権限を今言われたように法定事務から変えたということも事実でございます。

しかしながら、文科省としてこれは日本の公教育についての責任を負っていくということについては、私は何ら変わらないと思いますし、逆に、

役割分担をしている中で、国の教育に対する責務は文科省にあると私は思います。

○義家弘吉君 いや、全うできない責任を、責任責任と言っていることが一番の無責任なわけですよ。例えば、全うできないならばどのような法改正をしていかなければならないのか、全うするために何をしなければならぬのかを議論するのがここのわけですね。

今現在できないわけですよ。竹富町の問題に対して文部科学省ができたことは、無償措置しないという子供たちにとっては一番無責任な措置しか現実的にはできなかったんですね。私は文部科学省があつたとき動かなかったとは思いません。様々な当時の初中局長も含めてきちっとした対応をしてくれと一貫して同じ姿勢で要求してきた。あるいは、PTAの流用事件、これも平野文部科学大臣、一貫して一定の線を引いて対応してきた。

しかし、現実的には、例えばPTAの問題でいったら、いきなり沖縄は遡っても支給できるようにするなんという決定を県がしちゃうわけですね。それに対してまた文部科学省が、いやいや、それはおかしいと、これは認められないと応酬しているわけですけども、結果的には絶対駄目だと言ふことはできないわけじゃないですか。

それが役割と言ったたら、それは無責任な役割であつて、その役割を全うするようにしなければならぬわけですが、今日、総務省も来ていると思いますが、この地教行法の国の関与、これは地方自治法に定められるものであろうと。それをそのまま地教行法に書き込んで一括法の後の法の改正にしたわけですけども、総務省、この是正の要求、例えば地教行法の第四十九条に定めるものに該当するのは是正の要求なわけですが、地方自治法の二百四十五条の五、法令の規定に違反していると認めたとき、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めているときに對して、総務省はこの是正の要求を各自自治体にできますけれども、この効果として義務は生じるわけですよ、これ、もし要求したら。しかし、どのよう

な措置をとるかはその国の方針に従うものなんです、それとも自治体の判断なんですか。端的にお答えください。

○政府参考人(田部秀樹君) おっしゃられた四十条九条に基づいて是正の要求につきまして、基本的に自治体側の判断で、もちろん尊重することになると思いますけれども、おこたえすることになるというふうにご考えています。

○義家弘吉君 まさにそうなんです。これが自治事務なんです。つまり、おかしな違反で子供たちが無償の教科書を国から与えてもらえないような状況になつても、四十九条を発動して何とかきちっとしてくださいと言つても、最終的には自治体の判断になつてしまふ。これが今の現状なわけですよ。それを、我々は公教育の責任を持っていると言ったたら、そんな無責任なことではないわけですね。まず、子供たちが当たり前前に法律に規定されたものを使うというのは、これ当然のことなわけですから。

今起こっているいじめの問題だつてそうですよ。これだけの大きな問題が起こつて、明らかに、教育委員会のおかしさというものがもう明らかになつて、にもかかわらず、文部科学省は、じゃ、この全国で起こっているいじめの問題、例えば大津を一例にしましう。この大津の問題に対して、第四十九条に定める是正の要求はしていますか、平野文部科学大臣。

○国務大臣(平野博文君) それはしております。ただし、このいじめの問題につきましては、私は大変な社会病理だと思っております。

したがって、この問題については、こういういじめから子供の命を落とすことのないようにしっかりと文科省としても対応しなきゃならないと、こういうことで、大津に関して申し上げますならば、第三者委員会を開いて、何が原因で、どう起こったのかということの原因究明をしっかりと客観的に中立で検証してもらいたい。そのことを十分踏まえて文科省としても施策に生かしていきたい。

こういうことで、大津については、私知つたのは七月の四日ございました。インドネシアに行つておりましたが、向こうで知りまして。自來、地元の市長さんからも要請がありまして、実務者を派遣してほしいと、こういうことで二十五日まで文科省から派遣をし、やつとこの二十五日に第一回目の検証委員会が開かれたと、こういうふうに承知いたしております。

○義家弘吉君 どうも、平野文部科学大臣、ちよつとこの法令の枠組みのヒントが私は外れていて、理解していないとは思いませんけれども、ちよつと外れていると思う。

じゃ、初中局長に聞きましょうか。大津の問題に関して言えば、第三者委員会を首長部局につくったわけですよ。教育委員会の内容についてきちつと検証する権限ありますか。

○政府参考人(布村幸彦君) 教育に関する権限につきましては、首長の所管する部分と教育委員会が所管する部分、それぞれ地教行法の方に規定されております。

いじめの問題等につきましての背景調査、あるいは自殺の問題についての背景調査については、基本的には教育委員会が担当いただくという前提で通知をしてございますけれども、今回の件につきましては、教育についても権限を有する首長たる市長、大津市長さんの方で、教育委員会ですでに協力の下に取り組むということでも実施をされているという状況でございます。

○義家弘吉君 ちよつと他人事みたいなことを言わないでください。教育委員会の言っていることと市長が言っていること違うわけですよ。教育委員会はそういう事実はないとか様々なことを記者会見で発言して、発言も二転三転しているわけですね。

その教育委員会の内容について、首長部局が、これを出さない、これを明らかにしない、これを検証しない、ここが間違つていました直接言えますか。集まった委員が、今表出して

る資料を読み込んでこういう可能性があったって議論するだけで、第三者委員会の最後に何て書いてあるかという、最後は司法の判断に委ねると書いてあるわけです。つまり、アリのバイの会議つくって、実質的に何か責任を持ってできるかといったら、現在の法制度の中ではできないわけですよ。

初中局長、じゃ、もっと聞きましょう。加害者はもう既に別の設置者の中学校に転校しているわけですよ。別の設置者の学校に転校している人に、ただでさえ首長部局につくった第三者委員会が調査することできますか。

○政府参考人(布村幸彦君) 今回の第三者委員会においては、被害を受けた方々の申出を受けて設置され、第三者委員会としては、加害生徒あるいはその関係の学校の職員も含めて協力をいただいでヒアリングをするということ、ごさいますので、転校した生徒につきましても協力をいただいでヒアリングをしていく方向で検討されていると承知しております。

○義家弘介君 協力をいただいてとか、そんな問題じゃないでしょう。悩みに悩んだ先で一人の人間が命を落としたわけです。そして、その後ずっと組織的に隠蔽していた事実が明らかになったわけです。

私に言わせれば、今加害者とされている者たちだって、教育行政、教育の被害者ですよ。おかしなものをおかしいとも対応してもらえないで、ただ表面だけ責任責任云々という現実には誰も責任取らないで、ネット上では彼らの個人名まで出ている状況ですよ。協力をいただいでじゃなくて、彼らに対しても教育しなきゃいけないし、守るべきものは守らなきゃいけないんだけれども、現在の法体系の中ではできないですよと言っているんです。設置者が違うんですから。

先ほど平野文部科学大臣、役割によって分けるとか意味不明なことを言っていましたけれども、例えば、設置者と別の設置者のところに行つてしまつたら、学校設置者は、別の設置者のところに

転校してしまつたらそこに対しては協力を求めることができるだけで、現実的には何もできないわけでしょう。だから私は、文部科学省に、地方教育行政法第五十条の発動を求めたわけです。設置者が越えている場合は、できるのは警察と文科省だけでしょう。しかし、文科省はこの五十条の発動もしなかつた。

五十条の発動要件と今回の問題が該当しないという見解、七月十一日の自由民主党の文部科学部会でも議論されましたけれども、五十条は、生徒児童の生命又は身体を守るため緊急な場合がある場合には是正の指示という、地方自治法上そして地教育法上最も強い、つまり相手にその是正に従う責任、義務が生じるという指示があったわけですね。それをなぜしなかつたのか。

私は、八重山の教科書採択のときも、そしてこの問題のときも、これを発動すべしとずっと主張してきました。生徒児童の命が残念ながら失われてしまつたので生徒児童の生命と安全を守る目的から外れてしまつたという議論、これはこんでもない話ですよ。生徒児童の安全が脅かされた先で死んでしまつた。それに対して我々はこの発動をしませんと言つたら、文部科学省は、あなたたちがピンチでも、君たちの生命が震えていても我々は何もしませんよと言っていることと同じになつちゃうじゃないですか。そんな無責任な話ないわけですよ。

ですから、少なくとも、私は、現在の地方分権の流れの中で、何でもかんでも国家が強権力を発動するなんというのをおかしいと思いますよ。しかし、少なくとも、平野文部科学大臣は、連鎖が起こっているわけですから、日本全国で。余りにも教育委員会が事件を隠蔽したり、あるいは当該の生徒たちの安全が守れないような状況にあるときは地教育法五十条の発動も私は検討しなければならぬというにしっかりとメッセージ出すべきでしょう。そうじゃなかったら、教育委員会ばかりも同じことを繰り返すかもしれない。だからこそ、強い姿勢で、八重山に対して、

P T A会費流用問題にしても、今回のいじめ自殺の問題にしても、リーダーシップ、責任を取るというなら、まず、これは非常に不正常的な事態になつていて、だからこそまずは地教育法四十九条に定める是正の要求を行う、あるいは、それにも従わないならば五十条に定める是正の指示を行うと。何としても君たちの命を守るんだと。教育委員会さん、おかしい動きは絶対に許しませんよ、生徒児童を守るためにきちつと教育行政をやつてくださいますよというメッセージを出すのが責任なのに、まあ野田総理、他人事みたいな記者会見してましたよ、今いじめられてるみんなへ。必ず周りに話を聞いてくれる人がいると。

例えば、大津の事件に関して言えば、相談しているんですよ。生徒もおかしいと言つて学校に言っているんですよ。しかし、対応してくれなかつたわけでしょう。だからこそ、文部科学大臣として私は明確なメッセージを出すべきだと思つてきました、ついで出てこない。具体的な法律に基づいて、我々はこれ以上は看過できないから、場合によっては、発動するかもしれないじゃないですか。

出席停止の問題もそう。学校教育法第三十五条には、出席停止、著しく教育を受ける権利を侵害している生徒児童に対しては出席停止ができるわけですね。しかし、二十二年、いじめを理由にした出席停止は僅か六件ですよ。一方で、いじめを理由にした不登校は二千七百六十六人いるんですよ。これだけ隠蔽しようとした中で上がつてくるものですか、かなり事件性の大きなものであると。つまり、隠蔽し切れないものが文部科学省に上がつてきていると認識できます。あるいは、いじめを理由にした転校、七百六十四件もあるんですよ。まず守るべきは被害者の教育を受ける権利であつて、ならぬものはならぬとしっかりと教えてあげることもまた教育の私は責任であるけれども、その責任を全うできないようになっていくわけですね。

これだつて、制度上、出席停止という具体的措置をなくしたつて、加害者の親を呼んできちつと、被害者が安心して学校に通えるまで学校には来ないでください、親子でしっかりと話し合つてくださいと。いやいや、私たちに教育を受ける権利があると云つたときに、だつたら学校教育法第三十五条に定める出席停止措置をせねばならぬと、そんなことになつていいんですかと。しっかりと毅然と突き付ければ、大抵の親は、分かりましたと、その措置は、制度上の措置はしないで、しっかりと子供と向き合います。それはそうです、出席停止措置したら指導要録に載るわけですから。それは生徒児童の進学の不利益にもなるかもしれない。だからこそ、真剣に反省して子供と向き合つて、被害者に謝つて、その間に傍観していた人々の、生徒たちの教育だつてできるわけですよ。

だから、やっぱりこういうガイドラインを文部科学大臣が今、もう既に昨日から始まつている学校もありますし、九月の頭から始まつている学校もあります、少なくとも明確なメッセージを文部科学大臣が出してくれなかつたら、いじめ対策支援室だけつくつた、しかし二十四時間のいじめダイヤルとはリンクしていないわけでしょう。だから、結局、どうやつて活用したらいいのか、どうやつて動いてくれるのか、誰も見えずに不安になつていくわけですよ。

やはり私は、文部科学省の定義の見直し、いじめと犯罪の区別が付かない問題というのは、大本は文部科学省、いや、それだけではなくて、立法府に属している我々にもあると思うわけですが、例えば、今回、八月一日に出したアンケートで、九月の末までのアンケートですね。学校の報告用紙に、いじめの種類の件数、複数回答可、こうなつていくわけですよ。

丸の一番、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。これは昔からあつたわけですね。教育の範疇です。二つ目、仲間外れ、集団による無視をされる。これも昔から存在していたいじめ。三番、軽くぶつかられたり、遊

ぶふりをしてたかれたり、けられたりする。これも昔からあったプロレスごっこ等を代表するようないじめ。これは、教育的範疇で、駄目だつて叱るところですよ。次、四番、ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする。これはリンチ、傷害罪ですよ。五番、金品をたかられる。これは恐喝罪ですよ。六番、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。これは窃盗罪、器物破損罪。七番、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。これは強要罪ですよ。つまり、少なくともいじめの項目と校内犯罪の項目を分けて、これらの行為を行ったあなたたちはきちっと責任取らなさいけないですよって、まずスタートの時点で教えないけないわけですよ。

このいじめの定義、本来の、もちろん教育現場です。十把一からげに全部ここで線を引くとはいけません。いかにいけません。まず子供たちに、これとその向こうとは全く違うからこそこそととした対応をせざるを得ないということをきちっと要求していく。そのためには、まず文部科学省がこの全部いじめと犯罪を混同してしまっているアンケートの内容をもう一回分けて実施する、そういうことの検討はいかがでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) 犯罪に類似するような行為については、まず学校現場で警察に通報して対応する、学校の中で隠さずに対応すると、こういうことはしっかりと文科省として通知をいたしているわけですよ。

今回、緊急アンケート取ったというのは、今までのアンケートの結果では本当によく分からない。したがって、どういう実態にあるのかということ、今年における状況について緊急に取らせてもらった。九月の二十日ぐらいまでに出してもらいたい、こういうことで、私学も含めて今やっているとあります。

したがって、今、先生がおっしゃるように、犯罪なのか、校内犯罪なのかいじめなのか区分がつかないじゃないかと、こういうことについては、

私も非常にその点は同じ認識に立っています。しかし、だからといってはっておくわけにいきません。したがって、今回のアンケート結果に基づいて、疑わしきものについては、やっぱり文科省としても今までの文科省の対応からもっと前に、現場に出ていくような対応の仕組みを私はつくったつもりでおりますし、具体的方針も近々発表していきたい、かように思っております。

先生、何回も刺激的なお言葉で、私にとつてはうむと、非常に共感を持つところは多々ございますが、五十条の問題についても、私は、法令的な解釈としては文科省から多分先生にはそういうお話をしていると思いますが、やっぱりなせ、この命を落とすところについては、やっぱりしっかりと文科省やれよという、こういうことが五十条の趣旨だと思っておりますので、その法令の解釈、法令の持つ背景を踏まえて私はこれからも対処していきたいと思っております。

しかし、五十条でやりますという、それは法令違反じゃないかと、こういう話にやもするとなる可能性もありますが、子供の命を守るのには文科大臣としての最大の関心事であり、最大の私は役割だと思っておりますから、先生、かなり厳しい御指摘いただきました。その気持ちをしつかりと踏まえて私は対応したい、かように思っています。

○義家弘介君 律法を守るのは行政の責任、そして、子供たちの教育を受ける権利を守るのは教育の責任である。これを全うできない現行制度に対して、きちんと国会でも議論してまいりたいと思っております。

そして、平野文部科学大臣、近々、方針を出すとおっしゃいましたが、是非一週間以内にお願ひしたいんです。少なくとも、子供たちあるいはいじめを受けておびえている子供を抱えている保護者たちに対して、文部科学省はこういう方針を持つているんだということを明確にしてください。これ、夏休み明けてからでは、やはりまた新たな悲しみを生み出すことに私はなつて

いくと思ひますので、是非八月いっぱいにはきちつとしたメッセージ、少なくともメッセージは出していただくことはお願いして、私の質疑は終わりにさせていただきます。

○国務大臣(平野博文君) 今の件ですが、八月いっぱい、確かに先生おっしゃる通りに、これから新学期が始まるそのプロセスに非常に増えてくる、こういうのは傾向的にはございますから、先生の指摘を踏まえて、八月いっぱいに出せるかどうかはちよつと別ですが、実は、先週、全国PTA総会、京都でございました。この件につきましても、いじめの問題についてはPTAについても、しっかりと御協力いただきたい。加えて、先ほど先生から御指摘ありましたPTA会費の問題についても、そこで私、普通は大体、挨拶ですから五分ですが、十五、六分この問題についてはお願いをしてきたところでございますし、特に、もう一つは、交通、登下校における安全対策。

要は、いずれにしても、国民全体で子供の命を守つてほしい。文科省としてはその役割を果たすということで強くお願いしてきたところでございますので、先生の御指摘、ごもっともなところは多々私理解をいたしておりますが、先生も割合過激な御発言されるものですからちゆうちよとして答弁しておりますが、是非、気持ちは同じでございます、よろしく願ひします。

○義家弘介君 ありがとうございます。○山本博司君 公明党の山本博司でございます。本日は、子供の命を守るという視点から、今、義家議員からもありましたいじめの問題、また通学路の安全対策という視点、そして明日から始まります障害者スポーツという観点から質問をさせていただきます。今、義家議員の方からも質問ありましたこのいじめの問題ということで、これは大変大事な問題ということで、先ほど大臣からも、八月一日に子ども安全対策支援室、これを立ち上げたということ、そこで、この支援室の業務内容、構成、また他

の省庁との連携、こういう点のことを御報告いただきたいと思います。

○国務大臣(平野博文君) 今、義家先生からございましたが、その対策室が絵にかいたもちにならないように中身を今検討をいたしておるところであります。

そういう中で、山本先生からの御質問でございますが、八月一日に私の直轄組織、いわゆる大臣命令により、大臣官房に子ども安全対策室を設置をさせていただきます。

今、具体的行動指針、方針を詰めているところでございますが、基本的には、学校でのいじめを背景とする自殺、さらには、学校の管理下で起こる事故、災害等について学校や教育委員会はその予防や原因究明、再発防止を行う必要があるが、時として教育委員会における能力を超え、迅速適切な対応ができない場合があると。こういうことで、できない場合の事案を先ほどからる御指摘をされているわけでありすが、あるということであります。

そのような場合に、文科省としては、子供の命を守る、安全を守る、こういうことで、ややもすると文科省としてはやっぱり受け身であった。これは、先ほど言った地方分権、こういうことで、それぞれ設置者の問題である、地方の教育委員会の問題であるという、こういう考え方でやります。したがって、そういうことと比べると、的確な指導、助言を行い、強力な支援をしていくための支援室にしたいと、こういうことでございます。

特に、危険性のある問題として具体的にどうするかということでございますが、今回の大津の事件が私にとってはショックでございました。特に教育現場に警察が入ったというのが私にとっては最大のショックでございます。警察に頼らなければこの問題が解決できないのか、これが一番私にとっての大きなショックなことでございます。

これは、まさに義家先生から指摘ございました、今の地教行法における対応では何もできない、靴の上からかいているような話じゃないかと。もつと的確な現場に指示ができるような仕組みを何とかして、今、まず現行法でどうできるかということをつくったわけでございます。

一つには、いじめ問題が背景にある児童生徒の自殺については絶対命を落とさせない、こんな思いで対応したい。部活動の教育指導中の事故についてもそうでございます。また、不審者による凶悪事件に巻き込まれないようにどうすべきか、あるいは甚大な被害をもたらす自然災害についてどう防災教育として徹底していくのか等々含めて、学校や教育委員会を直接的に支援をする仕組み設計を作りたいと、こういう思いで今検討している、こういうことでございます。

○山本博司君 大変大事なこの部分でございますけれども、同じ八月一日に小中高校に對しまして前倒しで緊急アンケート依頼を行ったと、こういう形で施策がございすけれども、この内容に關して御報告いただきたいと思ひます。

○大臣政務官(城井崇君) お答え申し上げます。今ほど御指摘いただきました緊急調査についてでありますけれども、今年の七月以降に二十四時間のいじめ相談ダイヤルの相談件数が急激に増加したということもございまして、今回の事案によりまして児童生徒、保護者の間で不安が広がっているのではないかと懸念もございまして、今、日にちも御指摘ありましたけれども、八月の一日、国公私立の小中高等学校及び特別支援学校を対象に、また、その後、当事者からお話がございしましたこともあって、国公私立の高等専門学校及び高等専修学校も対象に加えるという形で、いじめに關する緊急調査をお願いをしたところであります。

具体的には、各学校に對して、特に小中学校では、登校日、家庭訪問の機会等を活用するなどいたしまして、まずは状況の把握、そしていじめの認知件数等の提出をいただくということ、また教

育委員会、学校に對しましては、取組状況についてのいま一度の総点検を実施し、その結果を報告することを求めております。

この結果に基づきまして、先ほど大臣からもございしましたけれども、国民全体で子供を守るといふ観点、これに基づいての取組、特に各学校そして教育委員会におきましては、いじめ事案を把握された場合の迅速かつ適切な対応、また日ごろの取組の見直しに活用いただくということ、また踏み込んだ対応、先ほど文部科学省としてどうするかということについては先ほど大臣から言及がございましたけれども、一つ一つ取組をさせていただきますまして、未然防止に向けた今後の改善、全力で挙げていきたいというふうに考えております。

○山本博司君 アンケート、そういう意味で現状の把握をしていくながら顕在化していくということで大変大事な点だと思ひますけれども、これは今までやってきた延長線上のものということで、これも教職員が対象ということもございまして、実態的にはアンケートのためのアンケートのような形になってしまつてはいけないということもございします。もつと、今回のことを含めて、やっぱり画期的な形のそういう新しい発想ということも大事だと思ひますけれども、保護者の方々に對する御意見、またそういうアンケート、こういうふうな形の観点での件、この点はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) 御指摘ありがとうございます。

今回、夏休みであるにもかかわらず、大変な作業になるというお声もありましたが、夏休みだからやってくれと、このアンケートについては、それはなぜならば、家庭訪問を含めて保護者との接点があるじゃないかと、こういうことをあえてこの夏休みにしたのもそういう理由でございします。

今先生御指摘の、要は保護者からの声も聞く、こういう側面は、今後実態を正確に知る、こういう観点から必要なことと思ひておりますので、全域でやれるかどうかは別にして、そういう

お声の抽出ということは大事なことでと思ひておりますので、参考にしたいと思ひます。

○山本博司君 今日、内閣府に来ていただいておられますけれども、今日の閣議決定ということでも、自殺対策ということに對しての総合的な大綱というのが発表されたと聞いております。いじめの問題ということも含めて、こうした自殺ということの大きな大綱の中で、子供のこういういじめ等の問題に對する自殺の予防ということも含めて、青少年の対策ということに關してどう連動しているのか、この点に關して御報告いただきたいと思ひます。

○政府参考人(杵淵智行君) 本日閣議決定されました自殺総合対策大綱におきましては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを副題及び冒頭で明示し、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要性を指摘しているほか、若年層向けの対策や自殺未遂者向けの対策の充実、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等の連携、協働の推進を掲げております。

児童生徒のいじめによる自殺につきましては、各学校におけるいじめ等の問題行動への一層の取組の充実を促すとともに、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消に向けて、国としても継続的、中長期的な取組を行っていくこと、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応すること、その際、いじめの問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきことを指導すること、また、児童生徒の自殺について詳しい調査を行うに当たり、事実の分析、評価等に高度な専門性を要する場合、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めること等を明記しているところでございします。

○山本博司君 大変大事な部分でございします。公明党もこのいじめ対策に關しましてはPTを立ち上げまして、これからもしっかりした形で提言等

を行つていきたいと思ひます。

次に、通学路の安全対策ということでお伺いをしたいと思ひます。

本年の四月の亀岡市での集団登校時の死亡事故ということに關しまして、以降、多くのそうした各地での登下校の児童の死傷が続いております。このことに關しまして、通学路の交通事故の大きな原因ということで、居眠りとか不注意とか無免許など、明らかにルール違反、モラルの劣化ということが指摘をされておまして、そういう意味でいったら、道路交通法上の横断歩道における歩行者の優先とか過労運転の禁止、こういった規定の形骸化、それを守る精神の風化の問題ということも指摘されております。

そこで、警察庁にお聞きをしたいと思ひますけれども、最近の通学時の事故の状況ということを御報告いただきたいと思ひます。

○政府参考人(石井隆之君) 昨年の通学時における歩行中児童の交通事故による死傷者数は二千四百八十五人となつております。前年と比較いたしますと、二百七十三人、九・九%の減少となっております。その特徴を見ますと、事故類型別では、横断中が全体の七割を占めております。また、横断中の約四分の一は飛び出しでございします。衝突地点別で見ますと、交差点が約五割を占めております。道路幅員別では、五・五メートル未満の道路が四割弱を占めているなどが挙げられております。

○山本博司君 公明党は二十年前から、この通学路の総点検ということで、子供たちの命を守るといふことについて全力で取り組んできたわけでございます。この四月二十六日、亀岡市の事故直後、PTを立ち上げまして、今まで十回以上、こうした方々からのヒアリングとか現場視察を行つてまいりまして、二度こういう提言をしてまいりました。そのことを受けまして、様々な形で文科省の方でも緊急総点検であるとか有識者の懇談会を立ち上げていただいて、その意見の取りまとめ等もされたということで、大変このことに關して

は感謝を申し上げる次第でございます。

その上で、確認をしたい点、総点検の費用の負担ということでございます。これは、費用負担、各自治体で当初予算の範囲内で行うということでございますので、おのずと限界がございます。です、調査が終わった自治体からも、外部の委託をしながら本当はやりたかったけれども、なかなかそうしたことに対して十分でなかったと、こういう声も聞いているわけでございます。

この点も含めて、年度途中ということでございますから、予備費の活用も含めて、これは所要の予算措置ということが必要じゃないかと思えますけれども、この点、いかがでしょうか。

○大臣政務官(城井崇君) お答え申し上げます。今年度の緊急合同点検の費用負担ということでございます。

今回のものにつきましては、教育委員会と学校が道路管理者として警察など関係機関と連携をいたしまして、今御指摘ありましたように、通常業務の範囲内で行っていたことを想定をいたしております。また、点検を受けての必要となる対策の実施については、道路交通環境の整備、交通規制の実施など、必要となった対策ごとに、関係省庁の支援措置も活用しながら、まずは各地域で対応ということであります。

ただ、この部分で急ぐべき部分は相当分あるというふうにも認識しております。その点では、その後の対応というところ、今、来年度の概算要求の議論もございましたけれども、様々な観点でこの点は検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○山本博司君 是非とも、この総点検の費用、予備費を含めた活用ということは是非ともお願いをしたいと思います。

大臣にお聞きをしたいと思えますけれども、こうした対策というのは一過性で終わらせてはいけないと思えます。この安全対策予算の拡充ということに関しては大変大事でございまして、そのためには安全点検のための人材育成という形でのこ

とも必要でございます。有識者会議等でもこうしたことに対しての指摘もされておりますし、私どもの提言の中でもこのこと、スクールガード・リーダーであるとか、有識者の提言の中にはイギリスの例等も出ておりますけれども、こういう点、それから、保護者、地域の方々の連携ということで、高松の木太小学校の視察等でもやはりそうした協力の中でやっているということが大きな成果が上がっている状況でございますので、こうした来年度の概算要求ということを考えたときに、しっかりとこの安全対策の予算拡充、この点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) 公明党さんからも通学路安全対策の総合的な取組についてという御提言をいただいておりますし、その中に今の先生御指摘の項目についても入っております。

特に、私は地域の方々も一緒になってやっていただくための人材育成等々がやっぱり要るんだらうというふうにも思っております。例えば、先ほど言われたようにスクールガード、いわゆる学校安全ボランティアの皆様方にも参画をいただく、こういうことと、具体的なガードレールでありますとか、そういう道路管理上に必要な部分もあるわけでございまして、私は今後の概算要求の中に特に子供の安全、命を守るという視点でどういう予算措置をしていかなきゃならないかというところの検討と同時に、関係省庁と十分にその予算の枠組みについて協議をして対策を打っていききたい、かように思っています。

先ほど警察庁の話がありましたように、直接起こっている部分は交差点なんだと、多いのは。いろんな要因があると思えますので、我々としては通学路のいかに安全対策をしていくかという視点でどうなのかと、こういうことを含めて概算要求の中に必要な措置は求めているか、こういうふうにも思っております。

○山本博司君 是非とも、大臣、よろしくお願ひしたいと思えます。そして、総点検をした後、これ具体的にその結

果でもって様々な形で、信号機を付けるとか、またガードレールの設置をするとか、また道路の凸凹を描いたドライバーに注意を促すようなイメージハンブであるとか、目に見える対策ということが、これが大変大事な部分でございまして。

しかし、都道府県の公安委員会の交通安全施設整備予算とか警察庁の補助予算というのは半減をしておりますし、六割になっているというこの現状もございまして、やはり来年度の概算要求ではこの交通安全の対策の予算というのを抜本的に増やしていくということが必要であると思えます。

警察庁、国土交通省、それぞれお話をいただきたいと思えます。

○政府参考人(石井隆之君) 先生御指摘のとおり、本年は通学路における重大な交通事故が相次いで発生したことに鑑みまして、各都道府県警察におきましては、関係者と連携して通学路の緊急合同点検を実施しております。緊急合同点検の結果を踏まえ、各都道府県警察におきましては、来年度以降における通学路の交通安全施設等整備のための必要な予算の確保についても一層積極的に取り組んでいくものと承知をいたしております。

警察庁といたしまして、通学路の交通安全の確保は喫緊の課題であると認識しており、各都道府県警察が行う必要な対策が迅速かつ着実に実施できるよう努めてまいります。

○大臣政務官(津川祥吾君) 国土交通省でござい

ます。国交省としても子供の命を守るというのは大変大きな責務だと考えているところでありますが、通学路における緊急合同点検の結果を受けまして、道路管理者としては、今委員からも御指摘をいただきましたような歩道ですとか路側帯、あるいはカラー舗装、そういった具体的な施策、できることを全力で進める必要があると思っております。

予算の関係であります、国の直轄事業の部分につきましては国が直接やらせていただきますが、地方公共団体が管理をさせていただいている通

学路も多数ございますので、社会資本整備総合交付金等によりまして、来年度、重点的にしっかりと支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

○山本博司君 是非ともこの総点検をやつて、やはり各地域でその予算、具体的に使つて子供の命を守るといふ、そういう点での推進をお願いをしたいと思えます。

続きまして、交通安全教育ということで、これは大変大事でございます。しかし、この交通安全教育予算という意味では、今、文科省ではそういったものも含めて四千万というふう聞いております。その中には、防犯教育とかAEDのそうした実技指導の研修とか、様々な形を含めての予算ということで、大変少ないわけでございまして、やはりこうした安全教育ということをしつかり徹底をするためにはここに対する予算が必要であると思えますけれども、この点いかがでしょうか。

○大臣政務官(城井崇君) お答え申し上げます。交通安全教育、特に危険の予測でありますとか回避する能力の育成という観点から大変重要だということについては、私どもも同様の認識であります。

この充実のために、政府といたしまして、交通安全基本計画に基づいて毎年度策定している文部科学省の交通安全業務計画、あるいは本年四月に閣議決定をいたしました学校安全の推進に関する計画等を踏まえながら、体育、保健体育、そして特別活動を中心に教育活動全体を通じて指導しているというところであります。

具体的には、先ほど御指摘もありましたけれども、例えば学校安全教室の推進、あるいは安全な通学のための教育教材作成等の実施をいたしながら地域の取組を支援しているところでありますけれども、特に、例えば学校安全教室の推進でありますけれども、例えば都道府県の要望にしっかりとこたえる形になっているかというところはこれまでも確認をしておりますけれども、改めてそ

の点は丁寧にやってみようと思いますし、また、この中で例えば指導者講習会ということになっていくと、その指導者の指導者として各地域に散っていき、それが各地域でちゃんと浸透しているかということについてもこの機会に改めてやっぱり細やかに見ていかねばならぬと、そういう認識でおります。

こうした取組を着実に進めながら、また交通安全教育が一層充実するように今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○山本博司君 公明党の提言の中に、ルールを守っている歩行者が守られるということを最優先課題に掲げて、歩行者優先、人間優先の交通体系の理念の徹底を求めているわけでございます。そうした中で、やはり大きな問題になりましたのは、通学路が学校保健安全法とか道路交通法で明確な位置付けがされていないということでございました。そうした意味で、通学中の児童生徒への安全配慮の義務が明確になっていないという実情でございます。

生徒児童の命を守るということを最優先に考えるのであれば、この通学路の定義ということを明確に定める必要があると思います。この定義が明らかになりますと、例えばゾーン30などのあんしん歩行エリアの積極的な導入も可能になりますし、さらに、例えば民間の道路地図出版事業者の通学路配慮の協力要請とか、またカーナビでの通学路の表示や音声による喚起、これもヒアリングさせていただきましたけれども、通学路のその部分部分が明確になればそうしたことが利用できる、こういうことも言われておりますけれども、大臣、この法的な位置付けの明確化ということも含めて、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) 先生よくおっしゃっていただいていますし、先ほど言いましたように、カーナビに、これは通学路だとか、こういうふうな要請をしていくことは非常に大事な指摘だと私は思っています。

決めるというのはなかなか、いろんな地域の学校の周辺の状況でありますとか等々多面的な観点からやっぱりこれ見届けないと、一義的にこれ決めていくということには非常に難しいでございます。しかしながら、生徒が登下校時に必ず通うところでございます。ある生徒はこっちの方向へ帰る、ある生徒はこっちの方向へ帰る、帰る方向は、もう登下校は全部通学路だと、こういうふうになりますとなかなか難しい側面がございます。しかしながら、可能な限りやっぱり明確にしていきたいと思っております。一義的には大変、おっしゃっている意味はよく理解はいたしますが、法定化していくというのはなかなか難しいなというふうに私は今現時点で考えております。

○山本博司君 是非とも、この法的な形での制度化がなかなか難しい状況の中で何ができるのか、そうした民間業者の方々が様々な形で協力ができると、そういうことも検討していただきたいと思っております。どちらにしても、子供の命を守る、是非とも力を入れていただきたいと思っております。

最後に、障害者スポーツということで、いよいよあしたからロンドン・パラリンピックが開幕をするわけでございます。日本からも多くの選手が参加をされます。その意味で、この障害者スポーツ、大変大事な点でございます。その中で、大臣にまとめてちょっとお聞きしたいと思っております。この中で、競技がハイレベルになっていく中で、なかなか選手の支援というのが健常者スポーツと比べて非常に厳しいのが実態でございます。

例えば、日本パラリンピアンズ協会が、自己負担ということでいいますと、百四十四万円というふうな言われております。北京大会と比べると、前回百四十万円でしたから、大変負担が増加をしている。そして、なおかつ練習場所の不足とか仕事の両立の困難ということでは課題を抱えているわけ

でございます。そういう意味で、今までオリンピックは文科省でパラリンピックが厚生労働省ということで、なかなか一体的な支援がありませんでした。そういう意味で、こういった競技的な遠征のための支援等も文科省も検討すべきではないかということが一つでございます。

さらに、こうしたナショナルトレーニングセンター等も一部しか使用できないとか、また、マルチサポートハウスも今回パラリンピックでは使用できないということが明らかになっております。障害者スポーツということで、スポーツ基本法でも障害者スポーツの振興ということが明確になっておりますし、また二〇二〇年の東京オリンピック、パラリンピックの招致ということも考えますと、障害者スポーツという点では大変大きな視点でございます。そういう意味で、大臣のこうした見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(平野博文君) 私、元々、スポーツということよりも、障害者と健常者に壁はないんだという思いでおります。今日までもそういう考え方で私は接してまいりました。しかしながら、過去の歴史等々を含めて、パラリンピックとオリンピックは担当所管が違つと、こういうことも事実でございます。オリンピックに対する支援、ただ、橋本先生はオリンピックに対する支援は非常に予算が少ないと言われていますが、パラリンピックにおいての部分でいうと更に少ないというのが現実の姿でございます。

したがって、スポーツを所管する文科省としても、どういう施策をもって支援をしていけるか、こういうことをやっぱり真剣に考えていかなきゃなりませんし、例えばトレーニングセンターにおいても、センターの役割というのはユニバーサルな仕組みにやっぱり変えていって、障害者についても使えるようにというのは、私、河野理事長にも要請し、理事長も同じ思いで、今その対応で利用できるかどうかについては使ってもらっていると、こういうふうなやっぱりと動き始めたところ

でございます。

したがって、私は、今後の問題として、いろんな理屈はありますけれども、やっぱりこれから一生懸命ロンドンで頑張ろうとしておられるパラリンピックの選手にもしっかり頑張ってもらいたいと思っておりますし、今後ともスポーツを所管する立場でどう支援ができるかということは考えていきたい、また考えなきゃならないと思っております。

○山本博司君 是非とも、この障害者スポーツという点では文科省、厚生労働省関係なく、一体化する中で支援ということをお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○谷亮子君 国民の生活が第一の谷亮子です。今日は生活が十五分時間をいただいておりますので、今日はスポーツの分野につきまして、マルチサポート事業、今回、オリンピックで実施をされた部分につきまして伺いたいと思っております。

今回、ロンドンのオリンピック、パラリンピックは、東日本大震災後初めてのオリンピック、パラリンピック大会ということでございまして、私、先日、福島県の方に柔道の復興大会がございまして、そちらの方に伺いました。そこで、小さな、これから未来を目指して、オリンピック選手を目指して頑張っている選手たちと交流を深めてきたんですけれども、その中で、やはり放射能の話になると笑顔が消えます。しかし、スポーツの話になると、目が更にまた輝いてくるんですね。そして、私の子供と同じぐらいの年の子供たちも一生懸命に今、復興復興に向けてスポーツを通じ夢や目標を持って頑張っていると思っております。そんな中、そういった温かい応援を受けながら、今回のロンドンでのオリンピック、そしてパラリンピック大会が、まさに明日からもパラリンピック大会が開幕をするということで、非常に多くの日本の国民の皆様、そして世界中のスポーツを愛する人々が大変楽しみに、また心待ちにして

いる現状がございます。

そして今回、オリンピックにつきましては七月二十七日から八月十二日までの十七日間、約参加人数が一万五千人参加をされまして、その中で、今回、日本の選手団は三十八個の過去最多のメダル数を獲得いたしまして、その中で八十種目にも及ぶ競技の中で入賞につながったという結果が出ております。

そして今回、文科省がまさに先頭に立ってこのマルチサポーター事業というのを実施をされたわけですが、これはもう約三年ぐらい前から本当に多くの先生、皆様、そして文科省の皆様、また選手、コーチ、スポーツにかかわる全ての人が一緒に頑張って頑張ってきたことであると思います。

そして、そのマルチサポーター事業の中で今回ターゲット競技として集中的に強化体制を図って、三十五の競技で集中的に強化を行ったということとでございます。その集中的な強化体制からちょっと外れていた競技も、ボクシングですとか、さらにはウエトリフティングの女子、こういった選手たちも本当に頑張りました。すばらしいメダルを獲得してくれました。私は、今後こういったターゲット競技を全種目においては是非強化体制をしていただきたいというふうに願っているわけでございます。

そんな中、今回、マルチサポーター事業につきましては、大きく三つの柱に分けて実施をされました。その中の一つには、アスリートの支援ということで、これは私も現役時代そうでしたけれども、常に栄養士さんが海外の大会などにも帯同してくれて、そこで日本で食べるような食事を提供してくれて。そして、もう一つは研究開発、これはテラーメード型の競技用具の開発ですとか、あとは練習器具の開発、関係企業の方たちに協力をいただきながら開発を進めていくことが盛り込まれました。そして最後に、今回マルチサポーターハウスのロンドンでの設置、この三つが大きな柱としてマルチサポーター事業が実施されているという現状でございますけれども。

平野大臣におかれましては、本当にこれまでも長くスポーツを応援していただきまして、そして平野大臣は元々空手家でもいらっしゃいますので、そういったところから、今回現地に行かれますと、各国のスポーツ大臣との関連な意見交換と、そして二〇二〇年のオリンピック、パラリンピック招致へ向けた理解が十分に得られたという御報告も受けておりますけれども、そういった中で、実際現地に行かれました、今回、選手たち、そしてサポーターしてくれた皆さん、又は応援に駆け付けてくれた方々、そして監督、本当に全ての方たちが一緒になって頑張った姿を見られたと思います。そういった中で、費用対効果と言うとまだ少し早過ぎると思いますので、平野大臣が実際に感じられた成果につきまして少しお話をいただきたいと思っております。

○国務大臣(平野博文) メダリストの谷先生に答弁するのはなかなか難しゅうございますが、先ほど橋本議員にもお答えしましたが、今回の三十八個、さらには八十種目の入賞ということについては、私は本当に喜んでるところであります。勝手な解釈で、金でも銀でも銅でもいい、メダルが取れたらいいと、こういうことで、随分一週間以上寝不足で、大体朝四時から五時ぐらいまでずっとテレビで見続けておりまして寝不足でありましたけれども、本当に勇氣と感動を与えていただいた、こういうふうにあります。私、個人的には、銀は金よりもいいとか、銅は金と一緒にだみないなことを自分で解釈しながら、メダルさえ、とにかく取っていただいたということで、本当に喜んでおります。

加えて、平日で五十万人の人があのパレードに声援を送って喜んでおられる姿を見ると、本当に今回のロンドン・オリンピック十七日間、良かったなというふうに思っていますし、次への大きな原動力になったというふうに思っています。

その中で、マルチサポーターハウス・センターに私伺いました。私もずっと見させていただきましたし、じつと一人で瞑想するようなどころ、いわ

ゆるコンディションをいかに整えていくかという、何よりも私は、食、食事が日本で食べている状態を海外に行っても同じ状態で出していただけあるあの支援というのは非常に良かったんじゃないかなと思っておりますし、私も呼ばれました。お金出していませんけれども、ちようだいをいたしました。非常に私はおいしかったと思いますし、これが選手にとっては非常に良かったんじゃないか。選手村の食事は何か悪いように奥村副大臣は言っていました、あそこは非常に良かったというふうに、私自身いただきましたから、思いしました。特に私の場合、開会日の夜の食事が、ホテルに帰ったのが三時ですから、夜中の、カップヌードルでございましたから、非常にサポーターセンタールの食事は良かったと思います。これは絶対続けなきゃいけないと、こういうふうには思っていますし、結論的に申し上げますと、谷議員から今ございましたが、やるぞという意欲と、やっぱり総合力、いわゆる科学的にも医学的にもツールでやっぱり結果が出てくるんだろというふうには思います。特にマルチサポーターハウス・センターを含めて、それが総合力でやっぱりメダル獲得に向かう事業なんだろうというふうに思っていますから、これからも私は、この事業はより予算を付けてでもやっていかなきゃならないと、かように思っています。

それと、今回の成果は、私は必ず次へのオリンピックでの成果につなげていかなきゃなりませんし、逆に言いますと、二〇二〇年の東京オリンピック招致に向けての大きな原動力になりましたし、日本の国民の皆さん方が支持率が低いということを少し指摘されましたが、これだけの入賞者が出たということは、国民に大きな感動と支援、是非東京に持つてこなきゃいけない、こういう期待値を高めた私は理解をいたしております。

○谷亮子君 本当に平野大臣から、現場を見て、そして現地に行かれたということが非常にアスリート、選手たちは勇気付けられたことだと思えますし、これからもスポーツ政策の拡大、拡充と

いうのを実際に実行していただきたいなというふうに願っております。

そして、奥村副大臣にも伺いたいと思います。奥村副大臣におかれましては、昨年のスポーツ基本法成立へ向けまして多大なる御尽力をいただきました。本当に長年にわたってスポーツを愛し、応援してくださっていらっしゃいます。

そういった中で、今回、実際に現地を見て、試合を見て、いろいろな世界中の方たちと会談を持つ機会があったと思えますけれども、そこで得た、何といいますか、情報ですとか、あとは、これから二〇一四年には冬季、ソチのオリンピック、パラリンピックがやってきます。そしてさらには、二〇一六年にはリオデジャネイロのオリンピック、パラリンピックが開催をされ、目指すは二〇二〇年の東京オリンピック招致、パラリンピック招致、これにつながってくると思えますけれども、これからこの課題と展望につきまして、奥村副大臣から御見解をお聞きしたいと思えます。

○副大臣(奥村展三) お答えをいたします。谷委員におかれましては、世界で谷亮子というだけでもう名が通って、あらゆるスポーツ界でもよく理解をされている方でございますから、私が申し上げるまでもなく、いろんなことで御経験もされておりますので、逆にまた御指導をよろしくお願いしたいと思います。

先ほど橋本委員にもお答えをいたしました、私は、ジャパンハウスでいろんなIOCの人にもお会いしましたし、国会の御了解をいただきまして過去六回海外に出張させていただくことができました。実はドーピングの常任理事に私になっておりますので、日本国が、その関係もありまして、IOCの方が約十人近くおられます、その方々ともお会いをし、名刺交換をしながら、最近はお互い名前も要りませんが、その方々との交流もできました。

それと、今年ロスに行かせてもらったときには、先ほど橋本委員からありましたように、女性のオリンピックの参加、スポーツに対する参加

ということで、世界女性アスリート会議というのがロスでございました。そのときにお出会いをさせていただいたのが世界ソフトボール連盟の会長さんだったんです。北京オリンピックまでは良かったけれども、ソフトボール競技がないと、そして日本が愛する野球もないじゃないかと、是非二〇二〇年、成功させて、そしてソフトボール競技も是非それを加えていくように、そして野球もそのときに、男性は野球、女性はソフトということで、お互いに力を合わせて協力していこうという話をロスでいただきました。

そして、四月にロシアへ行かせていただいた。これは二百四か国勢ぞろいしたときでありましたが、そのときも、その会長がわざわざ私を探してくれまして、約束したことを実現しようと、またそこで再確認をしたようなこともありまして。

私は、スポーツ基本法のこともお触れいただきましたが、やはりあれも一つの大きなアクションになったのではないかなというように思っています。ですが、一番やはり大事なことは、二〇二〇年、この招致を成功させようというところは、やはり東京都を中心に、JOC、そして国を挙げてしっかりとバックアップしていく。ですから、平野大臣を本部長にして、そして文科省職員全員が今この招致活動の本部の本部員として体制を整えております。ですから、文科省の職員は全部この招致バッジを付けて毎日頑張ってくれているという姿であります。

やはり、そういうようなこと、体制を整えて進めていかなきゃなりませんし、私の先輩の鈴木委員にもいろいろと御指導いただきながら、特に東京ですから東京を中心に行っていたきたいし、谷委員は、招致議員連盟の、橋本委員とともに会長代行という職に頂いているんですから、是非これからそれに向かってひとつ、今日までの御経験を生かして御指導、御協力いただきますこともお願いを申し上げたいと思います。

先ほどちょっと大臣が触れましたが、マルチサボートハウスの食事は決して悪いことではない

です。私は、橋本委員に、副団長にお連れいただいて選手村でいただいた食事がちょっと悪かったという、これは二十四時間フルオープンで世界中の食事があられるわけですが、そこへ行ったときにちょっと悪いという感じを受けたんですが、マルチサボートセンターは最高でございました。

以上でございます。

○谷亮子君 本当にあつという間に時間が過ぎてしまふわけでございますけれども、文科省、そして大臣、副大臣、全ての方がはつきりと頑張っているんだということが今伝わってまいりました。引き続き私もサボートできるように頑張りたいと思います。

そして、最後の質問ですけれども、今回、オリンピックの選手たちが帰国しまして、銀座でのパレードが実施されました。ここで約五十万人とも言われる方たちが感動をあげたということ、選手たちを本当にねぎらい、そして、選手たちはその拍手に逆に感動をいただいたということでございますが、今まさに明日から開催されるパリンピック大会におきましては、私は、パリンピックの競技大会が終了してから、オリンピックの選手、パリンピックの選手が一堂にパレードできなかったのかなというようにことを思っております。国民の皆様は、オリンピック、パリンピックといいますが、スポーツは一つだというふうに考えていらつしやるし、そう思っていると思います。

ですから、もし何か今後お考えになられることがあれば、パリンピックの方たちが今回、夏、本当に一生懸命頑張ります。成果を国民の皆様へ報告できるような機会を是非つくっていただきたいなどお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。

今年の夏は、先ほどからお話が出ておりますように、オリンピックもあり、これは大変面白い話題で結構だったわけですが、また一方で、我々の

領土や領海をめぐるいろんな事件が相次いだ夏でもございました。

そこで、まず最初に領土教育の問題についてお聞きをしたいと思いますが、御承知のとおり、ロシアの首相が北方領土に再び訪れたり、香港の活動家が尖閣諸島に上陸をしたり、あるいは韓国の大統領が竹島に上陸するという事件が続いておりまして、領土、領海を守るといふことの重要性、あるいはこの領土をめぐる正しい知識なり教育といふことの大切さということを感じているのは私だけではないかと思っております。やはり我が国の主権にかかわる問題でありますから、国の存亡に最後はかかわる問題だと思っております。学校の教育の現場で次の時代を生きていく子供たちのためにもしっかりこの領土に関する教育といふのは行われるべきだと、そう感じるわけでありまして。

この中にも御覧になった方あると思いますが、先般、ちょうど韓国と日本の領土教育の違いといううような形で、ある某民放の番組がございました。韓国は、竹島ではなくて独島と言っておりますが、ある意味じゃ徹底的な歴史教育の一環としてこの竹島の問題などを教えているわけですね。教科書の記述も、私どもはある意味じゃ非常に淡々と二、三行しか触れていなくて、場合によっては政府の見解とちよつと懸け離れた記述のものもあつたりするわけですが、あちらは非常に多くの分量がある。その中身は我々が見解を異にする部分が多いわけですが、そういううような具合になっている。

あるいは、独島部といふのがあつて、そういう独島に関する、竹島に関するいろんなことを勉強する部があつたり、独島の歌があつて小さいときからみんな歌えるといううような状況であり、インターネットで呼びかけるとその独島の歌を歌って踊るといふうようなシーンを流れていまして、我々と、国と比べるとかなり違うものだなと感じざるを得ないと思ひます。

いずれにしても、次の世代にこの領土に関する正しい知識を持ってもらふ、正しく認識をしても

らうという意味でもこの領土教育の充実というのは非常に重要だと思ひますが、どのように取り組んでいけるか、大臣の御見解をお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(平野博文君) 今先生から御指摘ございました。私は、やっぱり領土の問題というのは国の根幹の部分でございます。したがって、我が国の国民はやっぱりしっかりとそのことを認識をする、あるいは理解をする、その上で国民としての行為、行動が取られていくもの、一番ふさわしい、ベストだと、かように思ひます。そういう観点で、領土教育の充実と、こういうことは、私は、将来の我が国を担う子供たちが自国の領土、さらには領土問題を正しく理解をする、こういうことは極めて重要であると、こういう認識に立っています。

その上で、今日までの部分でいきますと、学習指導要領、児童生徒の発達段階に少なくとも合つたこういう教育をしていかなきゃならないと、こういうことで、小学校では、我が国の位置と、位置というのは地図上の位置と領土と、こういうことについて教えないと。中学校では、我が国の領域をめぐる問題についてしっかりと教えてくださいます。高等学校では、世界的視野から日本の位置をとらえるとともに、日本の領域をめぐる問題について触れるということが一応明記されておるわけでありまして、これを踏まえて各学校では指導されていると、こういうふうな文科省は認識してございます。

しかし、実態的に、私なんかの高等学校のときに、近現代史のところにそういう問題に触れていくわけですが、そこまで行かない、あるいは、これはうがつた見方かも知れませんが、大学の受験にそういうものが出てこないといふので、そこまで行き着かない間に自分で学習しなさいって終わつちやうついているという、こんなうようなことは私のときにはございました。今あるかどうか分かりませんが、多かれ少なかれそういうことなんだろうというふうに思ひます。

したがって、そういうことのないように、これからしっかりと、まず近現代史から順番に古い方へ行く方がいいのかなど。前は、我々のときは古墳ぐらいからずっと来て明治のその辺で終わっていたんだけど、これからは逆に現代から古墳に遡っていくような教え方の方がいいんじゃないかなと今私個人的に思っています。それほどやっぱり近現代史をしっかり教育の中に取り入れて知っていただくということが大事だというふうに思っていますので、今後の中にそういう考え方を含めてしっかりと指導する、こういうふうには私はしていきたいと、かように思っています。

○柴田巧君　ありがとうございます。

その認識の下にしっかりとやっていただきたいと思うんですが、日本の領土教育、まあ歴史教育も含めて非常に問題だと私自身が感じますが、やはり、今から三十年前になると思いますが、いわゆる宮澤談話というのがあって、御案内のとおり、教科用図書検定基準の中に、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていることと、いわゆる近隣諸国条項というのが盛り込まれることになったわけですね。

私は、これが必要以上に日本の歴史教育とか領土教育というものを縮こませているというのか、他国におもねるようなことになっていられないのかと、教えることすらどうもはばかれるというふうな雰囲気をつくっているんじゃないかなという気がしてならないわけであって、やっぱり、今大臣がおっしゃったように、次の世代に正しい領土教育というふうなものをやっていく場合にはこの近隣諸国条項というのは削除をするということもやっぱり検討すべきなのではないかというふうに私は思うんですが、大臣の御見解はいかがでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○国務大臣(平野博文)　今、柴田議員から言われた視点から見たときに、この問題というのはそういうふうな解釈でできる、あるいはそういうふうな受け止められる、こういうことにあるかもしれ

れません。しかし、私は、この近隣諸国条項があっても、そのことは教えるなどということの条項ではありませんから、こういう条項があっても、しっかりと学習指導要領の中で検定基準に基づいて私はしっかりと教えられるというふうに思っていますので、削除すべきだと、こういう御指摘、削除したのもっと前向きに教えられんじゃないかという御指摘ですから、削除しなくてもしっかりと教えていくことが大事だと、こういうふうに思っていますので、そういう視点で、削除したつもりで、そういうふうな考えていきたい。あっても私はしっかりと教えていくことの方が大事なんだと、こういうふうに思っております。

○柴田巧君　これがやっぱり非常に日本の歴史教育、領土教育をいろんな意味でゆがめているという気が私はします。今、削除したつもりでというお話もありましたが、しっかりとそこを一度文科省としても総点検もしていただいて、本当にその条項が今ほど申し上げたようなことに実際になっっているのではないかといいことをしっかりと一度検証もしていただきたいものだと思いますし、いずれにせよ、この領土教育というのをしっかりとやっぱり展開をすべく努力をしていただきたいというのを改めて申し上げたいと思います。

次に、この夏、一つの大きな話題、明るい話題になったといえ、科学技術の分野でいうと、御案内のとおり、ビッグスの粒子にはば近いという新粒子が見付けられたということが大きな話題になりました。これには我が国の研究者もかなり入って、そういう意味では大変大きな成果を上げたものだと思うんですが、言うまでもなく、この科学技術、日本をこれから将来に向けて発展、飛躍させていく上で大変大事な分野であります。しかし、こういうような快挙もあれば、やや、見てみると、数年、どうも日本の科学技術がいろんな面で学術研究も含めてちょっと落ちてきているというの否めなないと思っております。

例えば、国際共著論文は世界の中で参照されて国内論文よりも質や影響力が高いと言われている

ですが、これも年々地位を落としてきておりますし、国際的な研究、共同研究なども随分その順番を落としています。アメリカの研究相手という、これまでは科学やそういう分野で結構日本が多かったんですが、この十年の間で中国に取って代わられているという部分などもあって、大変この事情が変わってきているというのが正直なところであります。

いずれにしても、世界規模のいわゆる頭脳循環というもう時代に入ってきてしまっている中で、我が国の科学技術をもっと高度化していくという観点からも、またあるいは世界に通用する人材を育成、確保することからも、我が国からいろんな海外へ派遣して研さんを積んでもらう、あるいは逆に、世界の優秀な科学者に日本に来ていただくというんな共同研究などをしていただくということが我が国の学術研究の高度化、国際化につながるものだと思いますが、こういった取組、どのようにやっていかれるか、お尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官(神本美恵子)　柴田議員におかれましては、日ごろからこの科学技術分野には大きな関心をいただいて御支援もいただいているところでございますが、お尋ねの若手研究者の派遣や優れた研究者の招聘、こちらからも派遣するし、優れた研究者を受け入れるという取組については、世界的に今おっしゃったように頭脳循環が進んで優れた人材の国際的な獲得競争が激しくなる中で、非常に重要なことだと考えております。

そのため、文部科学省としては、代表的な取組としては、優れた若手研究者個人の海外派遣を支援する海外特別研究員事業、また、大学等の研究機関における若手研究者を海外に派遣する頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業等を代表的な取組としては推進しているところでございます。また、逆に今度は優れた外国人研究者を招聘して我が国内に国際的な研究環境を構築するための取組としまして、外国人特別研究員事業、また、世界から第一線の研究者に集まって

いただくグローバル拠点の構築を目指す世界トップレベル研究拠点プログラム、いわゆるWPI等の推進をしているところでございます。

今後とも、先生からも大きな御支援いただきながら、戦略的な国際研究活動を展開して、国際的な人材研究ネットワークの強化、グローバル研究人材の育成に取り組みでまいりたいと思っております。

○柴田巧君　是非頑張っていたいただきたいと思いますが、そういったことを含め、日本の言わば科学技術の強みも生かし、今、世界、アジアもそうですが、世界の中でいろんな、気候の変動の問題やらエネルギーの問題やら食料の問題やら、いろいろな人類共通の課題があるわけで、そういう意味で日本の科学技術を通じてそういった問題に対応していく、問題解決に当たっていく、そういう科学技術外交の強化というのはこれからますます求められてくると思いますし、それが日本の科学技術を一層高め、と同時に世界に貢献していく道だとも思いますが、そういう意味でこの科学技術外交を積極的にやっぱり展開すべきだと思いますが、どのようにやっていくおつもりか、大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(平野博文)　もう議員御指摘のとおりだと私は思っております。少なくとも、第四期科学技術基本計画の中にはそういうところについても指摘をされてございいます。文科省としては、そういう視点では、アジアを対象に科学技術とODAを組み合わせたような国際共同研究を推進する、こういう仕組み、いわゆるSATEEPSという、こういうプログラムをやっております。

また、東アジアの発展、成長を共通課題として、特に多国間の国際共同研究、いわゆるeアジアの共同研究プログラム等々を今実施をしているところでございまして、今先生御指摘のように、今後とも戦略的な国際研究活動として、アジア地域、あるいは地球規模の問題解決を含めて積極的にやっぱり取り組んでいかなきゃならないと、か

ように思っております。

○柴田巧君 そういったことを将来にわたってもやっていく上で、大変気掛かりな最近調査結果が出ております。

というのは、中学生の、これは文科省の調査であります、全国学力テストによる調査ですが、中学生の理科離れが大変進んでいるという実態が明らかになりまして、ショックを関係者は受けているわけでありまして。小学校のときはまだいいんですが、学ぶ内容が高度になっていくとどうも、まあ実生活と遠くなるという部分もあるのかもしれないんですが、興味や関心が薄れてくると。あるいは教員、教える側にもいろいろ問題もあるんだらうと思いますが、いずれにしても、この理科の面白い味といいますか面白さ、これがしっかり伝わるようにしていく、また、理科が好きなきが増えることがやっぱり科学技術立国を目指す我が国にとって大変重要なことだと思っております。

そういう中で、残念ながら、理科支援員事業という退職した先生とか大学院生が理科の実験をする授業、これが結構評判は良かったんですが、いろんな事情で、事業仕分で来年度から廃止をされるということにもなつて極めて残念なことだと思っておりますが、いずれにしても、この理科教育の充実にはこれから真剣にやっぱり文科省としても取り組んでいかなきゃならぬと思いますが、どういうところに特に力を入れてやっていくお考えか、大臣にお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(平野博文君) 大変大事な指摘をありがとうございます。いろんな調査、文科省の調査でございますが、いたしますと、小学校まではかなり興味を持って頑張っている、中学校以降にずっと下がってくると、こういう経過の調査の結果が出ました。私は、やっぱりこの状況は、その中学生が高校、大学に、あるいは社会人になったときに、科学技術立国という我が国の大きな目標、そういう立国を目指す、こういう目標をされているわけですから、そういう観点から見ても好ましい傾向ではないと、こういうふうに思っております。

ります。

したがって、文科省としては、そういう手だてでより中学生に興味を持ってもらう、頑張れば面白さが出てくると、こういうようなものをやっぱりつくらなきゃならないということで、

今、大学関係ではインカレという、こういうことで、頑張った人にはコンテストをして興味を持ってもらう、あるいは成果を発表してもらう、高校では科学の甲子園というもので、甲子園球場の横のところで、科学の甲子園ということで、高校生を対象に、そういう協働で学んでもらう、そのことによって興味を持つということ、協働の力で個人では出せない力を出してもらう、こういうようなコンテストも今やらせていただいております。

加えて、今、先生から御指摘ありますように、これは私自身がふつと考えて、これは必ずやりますが、科学の甲子園ジュニアと称して、中学生を対象に、より興味を持ってもらう、こういうことを来年度にはやりたいということで今具体的プランを練っていただいていると、こういうことでございます。

いずれにしても、中学生にやっぱり興味を持ってもらう機会をどう提供していくかということとが私、大きな課題だと思つて、それに対して対処したいと、かように思つております。

科学甲子園ジュニアと、私勝手に今言った、仮称でございますので。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。

○横峯良郎君 新党大地、横峯です。よろしくお願ひします。

今回のオリンピックでは、私、正直言つて、今日は久々の委員会なんですけど、前回のオリンピックが良かったものですから、今回は余り成績は良くないだろうと、そういう推測をしていたんです。やっぱり以前、余り成果が良くないときに、日本は豊かになつてハングリー精神がなくなつた。そういう意味でも、年代ごとに今回も、まあ前回が余り過ぎだったから、今回は、ロンドン・オリンピックは駄目だろうと自分

で勝手に解釈していたんですけど、ところがすばらしい結果で、また今日はそういう、全てがハッピーだと、全てが本当に勇気もたらして、五十万人も集まつて、本当に日本が復興から勇気を与えられた。

すばらしいオリンピックだったんですけど、改めてスポーツのすばらしさというのをオリンピックで感じただけですけど、文科省をいつも余り良くは言わないんですけど、やっぱり一つの勝因として、文科省のあのトレーニングセンターもあったんじゃないかと、貢献していたんじゃないかと。それとか体育学校の施設ですね。そういう環境が非常に今回のオリンピックでは成果を成し遂げたんじゃないかと私は思うんですけど、改めて、最後です、大臣のオリンピックについての感想をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(平野博文君) 当委員会でも答弁申し上げましたけれども、改めて横峯先生の御質問でございまして、私は、十七日間におけるロンドン・オリンピックでの選手諸君の健闘を心から敬意を表したいと思ひますし、国民に多くの勇気と感動を与えたロンドン大会であつたと、こういうふうに高く評価をしておるところでございます。

加えて、メダルにつきましては、金がちよつと少なかつたんじゃないかといろいろ言われますけれども、金でも銀でも銅でもいい、メダルが三十八個取れたと。金が銀かというのはもう紙一重の領域なんだと、こういうふうに私勝手に解釈して、史上最多のメダルが取れた、八十種目に及んで入賞した、こういうことについては、選手諸君に日ごろのトレーニングの御努力に心から私は敬意を、大変嬉しいトレーニングをしてきた結果だと思つておりますので、敬意を本当に表したいと思つております。その結果、国民としても、五十万人の方々が急にやったことでも集まつてくれたということがその結果の表れであるというふうに思ひます。

なぜそういうふうになったかということは、先生御指摘のように、ナショナルトレーニングセン

ター設置後、やっぱり四年間継続的に集中的にそういうトレーニングができた、こういう環境が一つの要因だったと思ひますし、もう一つは、先ほど来議論ありましたように、マルチサポートハウス、こういうことで総合的にサポートした結果であらうというふうに思ひます。その原因は詳細に検証、検討しなきゃなりませんが、まず、私はそういう結果であらうと思ひますので、今後そういう施策については充実強化をしていきたいと、かように思つております。

なお、今後のこれから始まるパラリンピックの選手諸君にも同じような思いで声援を送りたいと思ひますし、これからやっぱりスポーツをしてもらえる方は障害者も健常者もないと、こんな気持ちでサポートができる仕組みを私は検討したいと思ひますし、早くそういう対策が打てる、いわゆるユニバーサルな仕組みの中でやれる仕組みにつくりたいなど、かように思つております。

○横峯良郎君 ありがとうございます。

次のリオでは、四年後なんですけど、娯楽のスポーツと言われた、娯楽じゃないかと言われたゴルフも四年後は正式種目で復活してありますので、そちらの方もまた環境等をよろしく願ひします。

今日のあれなんですけれども、古典の日を設けて、国民が古典に親しみ関心を持つことは大変良かったと思ひますが、四十八年前、一九六四年に東京オリンピックです、そのときに、国民がスポーツに親しみ健康な心身を培うという日として一九六六年から十月十日、体育の日を設けたわけなんです。ところが、昔はみんな、私自身もそうなんですけれども、十月十日は体育をやる、運動をやる。それで、地域では運動会があり、本日にちがかわつて三連休の一番最後の日なものですから、三連休で疲れたからもう家へ帰つてゆっくりしようかと、そういうふうになっているんです。調べてみたら、民主党もこの休暇の在り方につ

いてはPTで検討してハッピーマンデー廃止の法案をまとめたようなんですが、特に成人の日とか敬老の日、文科省としては体育の日の本来の意義を取り戻すために十月十日へ戻したらどうかと、そういう意識を高めるためにも、こういう今度オリンピックがあつていい機会ですので、私はそう思うんですけれども、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(平野博文君) 十月十日というのは体育の日と、こういうことでありましたが、これは国会の議員立法で十月の第二週になったというふうに承知しておりますので、今先生おっしゃるように、取り戻したらどうかということよりも、これはもう関係者の御議論の深まりの結果として期待をいたすところでございますので、是非、議員立法の方でそういう御議論をされているというところであれば、そこに期待をいたしたいと思っております。

○横峯良郎君 是非そう戻してはどうかというふうに思ってたんですけど、よろしくお願いします。

大体そういうことを聞いてきたんですけど、例のごとく、平野大臣は六月の二十七日に敦賀の方で「もんじゅ」を視察されていますよね、六月の二十七日に。そのときに、これまで蓄積した研究開発の成果は生かしたい、是非それは生かしたいというふうなことを言われているんですけど、実際視察されて、どういう感想か、お聞きしたいんですけど。

○国務大臣(平野博文君) 確かに六月の二十七日に敦賀、「もんじゅ」の方に閣僚として初めて視察をさせていただきました。それまで私何回か「もんじゅ」の方に行っておりますが、大臣の立場で行かせてもらったのは初めてでございます。

といいますのは、特に今、エネルギー・環境会議で原子力政策の在り方について御議論いただいているところでございますし、その議論の中にあつては、一つの方向性の中に必ずこの核燃サイクルという問題が関連として出てくる可能性がございます。そういう中で、「もんじゅ」の問題に

ついて現況はどうなっているかということのために行つたわけでございます。

特に「もんじゅ」ではいろいろトラブルがあつたことも承知をいたしておりますし、しかし、あれだけの施設を造つてきた、研究開発をしてきた過程において、あそこに従事している技術者、研究者、この方々についての評価もやっぱり今後していかなきゃならないと思つてますし、その研究の成果をやつぱりしっかりと蓄積をして次へ生かしていかなきゃならない。これはあくまでも核燃サイクルするための技術ではありません。いろいろな技術への展望があるわけでございますから、しっかりと、今日までやつてきた部分、あるいは今後継続していくのかどうか、このことはエネ環会議の中で結論になつていくと思つてますが、我々所管としては、そういうものをしっかりと、現場のあそこにおられる研究者の意見も踏まえながら、私自らの目で見ておきたかつた、こういうことで何つたところでございまして。

○横峯良郎君 私、以前も言いましたように「もんじゅ」は何度か見に行つたんですけど、この問題は本当に、昨日もですけど、こういう震災がありまして、原発はゼロという政策がいよいよないかという回答が出まして、およそ九〇%、調査結果が原発ゼロということで、もう日に日にこの数字も上がつてきましてなつたわけですよ。

また、核燃料サイクルということで、大変この研究も難しく、世界はどこもやつていない。それを日本だけがやつていふことなんですよ。平成二十五年度概算要求における「もんじゅ」の事業費はどのような方針か、運転再開経費は要求するのかということもちょっとお伺いしたいんですけど。

○大臣政務官(神本美恵子君) この「もんじゅ」を含む核燃サイクル政策については、今大臣の答弁にもありましたように、エネルギー・環境会議が決定するエネルギーミックスの大枠に依りて政府が整理し決定することとなっておりますので、御

承知のように今議論中でございます。

文科省としましては、このエネ環会議における議論を踏まえまして、その結果どういう結論になるか、様々な議論の結果に対応できるように、どのような要求の方法があるのか、技術的な検討を現在行つていふところでございますので、エネ環会議の議論の状況に応じて適切に対応してまいりたいと思つております。

○横峯良郎君 今、その「もんじゅ」に関して、本当に私も毎回毎回、「もんじゅ」、「もんじゅ」と言つていふんですけど、大体、今進行中だ、今そういう会議中だ、今話し合いをしている状態だといつて、そういう、保安院からも今度、今出てきたのは破砕帯ですね、破砕帯。破砕帯があるのではないかと、破砕帯が一番危ないんじゃないかという指摘も出てきていふんですよ。そういう意味でも、もうそろそろ結論として本当に出してもらいたい。

我々の意見としては、もう廃炉、以前から言つていふんですけども、是非廃炉していただきたいと思つていふんですけども、その結論も急いで、やつぱり民意を、毎週金曜日にあれだけ首相官邸に、オリンピックでも五十万集まりましたけれども、毎週金曜日に国会前、首相官邸前にあれだけの国民の皆様が集まつて本当に原発をなくそうとしていふわけですから、それも本当にこの民主党政権のうちに是非早急に方向性を示してほしいと思つていふんですけども、よろしく願ひします。

終わります。

○委員長(野上浩太郎君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

七月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願(第一〇三三五号)(第二〇三八号)

給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願
請願者 千葉市 三輪定宣 外八千四百四

名
紹介議員 谷岡 郁子君

学費の高騰と雇用の悪化が、若者の未来を暗くしている。大学の初年度納付金は国立で八十二万円、私立は平均百三十一万円(文部科学省「教育指標の国際比較二〇一一年版」)となり、学生は親からの経済援助が少なくなる中で、アルバイトと奨学金への依存を強めている。大学生の三五%が利用する日本学生支援機構の奨学金制度は全て貸与制で、一兆二千二百六十三億円の事業予算(二〇一二年)の七五%を占める有利子奨学金の場合、月額十二万円を四年間借りると返還総額は七百七十五万円(金利三%で計算)になる。そのことから経済力のない家庭の生徒や学生が「奨学金を借りたが将来の返還が不安」と制度を利用できずに進学を諦める事態が起きている。一方、二〇一一年春に卒業した学生の就職内定率は過去最低となり、二割が進路未定のまま卒業している。雇用全体では青年や女性の過半数が非正規労働者で、年収三百万円以下の労働者は四割(国税庁「平成二十二年分民間給与実態統計調査」)を超えている。貸与奨学金制度は卒業後の安定した収入が前提であり、低賃金・不安定な雇用が拡大する中で、その制度自体が限界にきている。文部科学省は二〇一二年度予算の概算要求に高校・大学等の給付制奨学金創設を掲げたものの、予算案で見送られた。OECD(経済協力開発機構)に加盟する三十一か国では、家計等への教育費の公的補助のうち給付制奨学金の割合は平均六割であるが、日本はゼロであり、大学授業料が有料で給付制奨学金がない国は日本だけである。

ついでに、教育を受ける権利(憲法第二十六条)、教育の機会均等(教育基本法第四条)が保障される社会をつくるため、教育予算を拡充し、次の事項について実現を図りたい。

一、高校・大学等に対する返済不要の給付制奨学金を実現すること。

二、公私とも高校は実質無償化に、大学等も無償化が実現するまでの間、学費減免制度の拡充を行うとともに、奨学金の有利子貸与比率を縮小し、無利子貸与、給付制に移行していくこと。

三、個人信用情報機関の活用中止、返還猶予の上限撤廃等、安心して返還できる制度にするにと。

四、国際人権A規約第十三条第二項(b)(c)中等・高等教育無償化条項」の留保を撤回すること。

第二〇三八号 平成二十四年六月二十八日受理
給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願
請願者 東京都江東区 福島八重子 外二千九百四十一名
紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

七月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願(第二〇四一号)

第二〇四一号 平成二十四年七月三日受理
給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願
請願者 東京都日野市 大島幸子 外二千三百九十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

七月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願(第二〇五一号)

第二〇五一号 平成二十四年七月十三日受理
文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願
請願者 東京都練馬区 大林丈史 外五百

三十四名
紹介議員 草川 昭三君
この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

八月三日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育費負担の公私間格差を無くし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第二〇七二号)

第二〇七二号 平成二十四年七月二十六日受理
教育費負担の公私間格差を無くし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 滋賀県長浜市 鈴木幸代 外六万五千七百五十三名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第八九四号と同じである。

八月十日本委員会に左の案件が付託された。
一、原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願(第二〇八八号)

第二〇八八号 平成二十四年七月二十七日受理
原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願
請願者 長野県飯田市 佐々木清美 外八千四百十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

八月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願(第二三〇〇号)

第二三〇〇号 平成二十四年八月七日受理
給付制奨学金の実現と教育無償化に関する請願
請願者 東京都杉並区 藤井和子 外二千

二百三十六名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

八月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、古典の日に関する法律案(衆)

古典の日に関する法律案
古典の日に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心よりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至つたものをいう。

(古典の日)

第三条 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設ける。

2 古典の日は、十一月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、前項に規定するもののほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した

教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十四年九月十日印刷

平成二十四年九月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局